平成２８年白浜町議会第１回定例会 会議録（第４号）

１．開　　会　平成 ２８ 年 ３ 月 １４ 日 白浜町議会第１回定例会を白浜町役場議場において １０ 時 ００ 分 開会した。

１．開　　議　平成 ２８ 年 ３ 月 １４ 日 １０ 時 ０１ 分

１．閉　　議　平成 ２８ 年 ３ 月 １４ 日 １６ 時 ２３ 分

１．延　　会　平成 ２８ 年 ３ 月 １４ 日 １６ 時 ２３ 分

１．議員定数　１４名

１．応招及び不応招議員の氏名
　第１日目のとおり

１．出席及び欠席議員の氏名
　出席議員 １４名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

１番	溝　口	耕太郎	２番	三　倉	健　嗣
３番	辻	成　紀	４番	岡　谷	裕　計
５番	堀	匠	６番	長　野	荘　一
７番	水　上	久美子	８番	楠　本	隆　典
９番	西　尾	智　朗	１０番	廣　畑	敏　雄
１１番	古久保	惠　三	１２番	南	勝　弥
１３番	玉　置	一	１４番	丸　本	安　高

　欠席議員　なし

１．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長	泉　芳明	事務主査	東　泰士

１．地方自治法第１２１条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町長	井澗　誠	副町長	林　一勝
教育長	鈴木　勇	会計管理者	大谷　博美
富田事務所長 兼農林水産課長	古守　繁行	日置川事務所長	青山　茂樹
総務課長	榎本　崇広	税務課長	髙田　義広

民生課長	三栖　健次	住民保健課長	田井　郁也
生活環境課長	玉置　孔一	観光課長	愛須　康徳
建設課長	坂本　規生	上下水道課長	濱口　伊佐夫
国体推進課長	廣畑　康雄	消防長	古川　泰造
教育委員会		日置川事務所	
教育次長	寺脇　孝男	地籍調査室長	中本　敏也
総務課課長	笠中　康弘	総務課副課長	小川　敦司

１．議事日程

日程第１　議案第３０号の訂正の件
日程第２　議案第１号　専決処分の承認について
日程第３　議案第２号　専決処分の承認について
日程第４　議案第３号　専決処分の承認について
日程第５　議案第４号　専決処分の承認について
日程第６　報告第１号　専決処分の報告について
日程第７　報告第２号　専決処分の報告について
日程第８　議案第５号　白浜町会館及び集会所条例等の一部を改正する条例について
日程第９　議案第６号　赤坂会館の指定管理者の指定について
日程第１０　議案第７号　富田会館の指定管理者の指定について
日程第１１　議案第８号　平会館の指定管理者の指定について
日程第１２　議案第９号　芦長集会所の指定管理者の指定について
日程第１３　議案第１０号　庄川会館の指定管理者の指定について
日程第１４　議案第１１号　内ノ川ふれあい会館の指定管理者の指定について
日程第１５　議案第１２号　羽衣会館の指定管理者の指定について
日程第１６　議案第１３号　保呂集会所の指定管理者の指定について
日程第１７　議案第１４号　市江区民会館の指定管理者の指定について
日程第１８　議案第１５号　久木集会所の指定管理者の指定について
日程第１９　議案第１６号　大集会所の指定管理者の指定について
日程第２０　議案第１７号　滝区民会館の指定管理者の指定について
日程第２１　議案第１８号　白浜町臨海駐車場の指定管理者の指定について
日程第２２　議案第１９号　白浜町立美術館の指定管理者の指定について
日程第２３　議案第２０号　白浜町日置青年会館の指定管理者の指定について
日程第２４　議案第２１号　白浜町国産材需要開発センターの指定管理者の指定について
日程第２５　議案第２２号　海来館の指定管理者の指定について
日程第２６　議案第２３号　フィッシャーマンズワーフ白浜の指定管理者の指定について
日程第２７　議案第２４号　白浜町老人憩の家「松湯荘」の指定管理者の指定について

日程第２８　議案第２５号　白浜町高齢者生活福祉センター夢の里の指定管理者の指定について
日程第２９　議案第２６号　白浜町デイサービスセンター条例を廃止する条例について
日程第３０　議案第２７号　白浜町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第３１　議案第２８号　白浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び白浜町指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第３２　議案第２９号　白浜町情報公開条例等の一部を改正する条例について
日程第３３　議案第３０号　白浜町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
日程第３４　議案第３１号　白浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第３５　議案第３２号　白浜町職員の給与等に関する条例及び白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第３６　議案第３３号　白浜町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
日程第３７　議案第３４号　白浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第３８　議案第３５号　白浜町職員の退職管理に関する条例の制定について
日程第３９　議案第３６号　白浜町税条例の一部を改正する条例について
日程第４０　議案第３７号　白浜町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
日程第４１　議案第３８号　白浜町子ども医療費の支給に関する条例及び白浜町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第４２　議案第３９号　白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第４３　議案第４０号　白浜町火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第４４　議案第４１号　平成２７年度白浜町一般会計補正予算（第４号）議定について
日程第４５　議案第４２号　平成２７年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）議定について
日程第４６　議案第４３号　平成２７年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第２号）議定について
日程第４７　議案第５５号　和歌山県と白浜町の行政不服審査法第８１条第１項に規定する機関に関する事務の委託に関する協議について

１．会議に付した事件

日程第１から日程第４４

１．会議の経過

○議　　長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成２８年第１回定例会４日目を開会いたします。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外　　事務局長　泉君

○番　　外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は１４名であります。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

３月２日、白浜町長から提出された、議案第３０号　白浜町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、訂正したいとの申出があり資料を配付しております。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議　　長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

去る３月２日に設置いたしました予算審査特別委員会の委員長に１３番　玉置一君、副委員長に１４番　丸本安高君と決定しましたので、ご報告いたします。

本日は写真撮影を許可しております。

これより本日の会議を開きます。

（１）日程第１　議案第３０号の訂正の件

○議　　長

日程第１　議案第３０号の訂正の件を議題とします。

町長から、議案第３０号の訂正の理由の説明を求めます。

番外　　町長　井澗君（登壇）

○番　　外（町　　長）

おはようございます。

議案の訂正につきまして、ご説明申し上げます。

去る３月２日に提出いたしました議案第３０号　白浜町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきまして、議案を訂正したいので、白浜町議会会議規則第２０条第１項の規定により、議会の許可を求めるものでございます。

訂正の理由でありますが、国から示されております固定資産評価審査委員会条例が一部改正されたことから、提案したものでございますが、３月４日に再度一部改正の通知があったため、最終の通知に合わせ、改正したいので、議案の訂正をさせていただくものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議　　長

お諮りします。

ただいま議案となっております議案第３０号の訂正の件を許可することにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３０号の訂正の件を許可することに決定しました。

（２）日程第２　議案第１号　専決処分の承認について

○議　　長

日程第２　議案第１号　専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第１号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１号は原案のとおり承認されました。

（３）日程第３　議案第２号　専決処分の承認について

○議　　長

日程第３　議案第２号　専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第２号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２号は原案のとおり承認されました。

（４）日程第４　議案第３号　専決処分の承認について

○議　　長

日程第４　議案第３号　専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

１１番　　古久保君

○１１　　番

毎回毎回、議会のたびにこれが出るんですけども、この３号議案については、本当に職員の資質を問われるような、このぐらいのことがわからんのかというところが本当に懸念されるようなところで、こんなに車がとまっているところに草刈りをしていることもあり得ることです、これ。事前に予測できることですね。これが何で何回も何回もこれ、出るんですかね。その辺のところは町長、一遍聞かせてください。本当にきちっとしたことができているのか。たとえ、臨時職員にしても、これはきちっと、我々技術屋としたら、これ当たり前の話なんです。立てるのは。起こり得るして、起こっているんです、これは。だから、その辺、どうですか。聞かせてください。

○議　　長

番外　　生活環境課長　玉置君

○番　　外（生活環境課長）

当該事故に対する大変厳しいご意見を頂戴いたしました。議員おっしゃるとおりだと思います。当該臨時職員につきましても、現場作業にあたりまして、近くに車はとめてあったという認識は当然ありましょうし、作業にあたって、飛び石の可能性、その安全対策に対して認識が甘かった。十分に考えた上での作業にあたらなかったという、本当に初歩的な問題であろうというふうに思います。その点、ミーティングなり朝礼でも再度当該職員を含めたサービス環境係、正職を含め、１２人ほどおるんですけれども、全てで再度徹底を強く、私なり、副課長なり、係長のほうから何回も何回も繰り返し、現在も注意を喚起しているところでございます。まことに申しわけございません。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

今、古久保議員からご指摘いただきましたように、認識の中では、やはり当然あってはならないことだと思っております。私も現場のほうは確認をいたしました。当該職員も２名おったんですけれども、１名はベテランということで、慣れていたはずなんですけども、やはりふだんの慣れがこういった形で事故を起こしてしまったというふうなことだと思います。こういうことは、本当に恥ずかしいといいますか、あってはならない職員の、やはり基本中の基本中でございますので、特にこれは清掃担当の生活環境担当職員のみならず、全職員が、やはりもう一度原点に戻って、事故とか事件のないようにこれからもう一度私が、そしてまた、副町長がしっかりと今、いろんな文書を出しておりますけれども、やはり朝礼等で再度確認をして、事故のないように、徹底をしていきたいというふうに思っております。大変申しわけないと思っております。

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第３号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３号は原案のとおり承認されました。

（５）日程第５　議案第４号　専決処分の承認について

○議　　長

日程第５　議案第４号　専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長
討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第４号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議　　長
異議なしと認めます。
したがって、議案第４号は原案のとおり承認されました。

（６）日程第６　報告第１号　専決処分の報告について

○議　　長
日程第６　報告第１号　専決処分の報告についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議　　長
質疑を終結します。
報告第１号は以上です。

（７）日程第７　報告第２号　専決処分の報告について

○議　　長
日程第７　報告第２号　専決処分の報告についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議　　長
質疑を終結します。
報告第２号は以上です。

（８）日程第８　議案第５号　白浜町会館及び集会所条例等の一部を改正する条例について

○議　　長
日程第８　議案第５号　白浜町会館及び集会所条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第５号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

（９）日程第９　議案第６号　赤坂会館の指定管理者の指定について

○議　　長

日程第９　議案第６号　赤坂会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第６号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

（１０）日程第１０　議案第７号　富田会館の指定管理者の指定について

○議　　長

日程第１０　議案第７号　富田会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第７号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

（１１）日程第１１　議案第８号　平会館の指定管理者の指定について

○議　　長

日程第１１　議案第８号　平会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第８号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

（１２）日程第１２　議案第９号　芦長集会所の指定管理者の指定について

○議　　長

日程第１２　議案第９号　芦長集会所の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第９号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

（１３）日程第１３　議案第１０号　庄川会館の指定管理者の指定について

○議　　長

日程第１３　議案第１０号　庄川会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第１０号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

（１４）日程第１４　議案第１１号　内ノ川ふれあい会館の指定管理者の指定について

○議　　長

日程第１４　議案第１１号　内ノ川ふれあい会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第１１号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

（１５）日程第１５　議案第１２号　羽衣会館の指定管理者の指定について

○議　　長

日程第１５　議案第１２号　羽衣会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第１２号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

（１６）日程第１６　議案第１３号　保呂集会所の指定管理者の指定について

○議　　長

日程第１６　議案第１３号　保呂集会所の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第１３号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

（１７）日程第１７　議案第１４号　市江区民会館の指定管理者の指定について

○議　　長

日程第１７　議案第１４号　市江区民会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第１４号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

（１８）日程第１８　議案第１５号　久木集会所の指定管理者の指定について

○議　　長

日程第１８　議案第１５号　久木集会所の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第１５号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

（１９）日程第１９　議案第１６号　大集会所の指定管理者の指定について

○議　　長

日程第１９　議案第１６号　大集会所の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第１６号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

（２０）日程第２０　議案第１７号　滝区民会館の指定管理者の指定について

○議　　長

日程第２０　議案第１７号　滝区民会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第１７号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

（２１）日程第２１　議案第１８号　白浜町臨海駐車場の指定管理者の指定について

○議　　長

日程第２１　議案第１８号　白浜町臨海駐車場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

１３番　　玉置君

○１３　　番

まことに基本的なことをお聞きして、確認だけしたいんです。まず、この土地は白浜町の土地なんでしょうか。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

ただいま、玉置議員から町有地かどうかというご質問をいただきました。町有地でございます。一部海側には県有地もあるんですが、そこは歩道となっておりますので、駐車場部分には至っておりません。

○議　　長

１３番　　玉置君

○１３　　番

この営業は収益の５パーセントを町に還元していただけるということですね。これは地元の商店の活性に寄与するという目的ですね。これが仮にどなたか、営利団体がそこを引き受けて、収益を相当上げるということに、公募によるというようなことはございませんね。あの近くに土地があって、その商店会の開発に寄与するということでありますので、収益という部分を勘案すれば、これは公募によるということではないですね。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

玉置議員から公募というお話をいただきました。まず、平成１８年３月１日、合併時に、この臨海駐車場の管理運営業務についての指定管理を一度は公募させていただきました。そのときには地元、もちろん今、議員おっしゃるとおり、臨海地域の活性化ということを基本に公募を行い、この臨海商店会が手をあげていただきまして、そして選定委員の協議の結果、この臨海駐車場の指定管理については地元の商店街ということになっております。

その後、５年更新ということで平成２３年には一旦公募をして、その後も地元の地域活性化にこの商店会が寄与したということで、そのときは公募せずに、そのまま公募によらないということで、指定管理の更新をさせていただきました。そしてまた、５年がたち、この２８年３月１日付で同じく公募によらない方法ということで、地元の商店会にお願いしたところであります。ほかの一般の企業というか、会社にというご質問もいただきましたが、もちろんこの地元の活性化ということであれば、この商店会を取り巻くお店さんがそこの駐車場にとめていただき、そして周りの食堂だったり、施設だったりということでの活性化を図っておりますので、一番この商店会というのが指定管理受ける団体には適しているというように行政は判断していると思います。

以上です。

○議　　長

１２番　　南君

○１２　　番

ちょっとお聞きします。あそこの駐車場については、もう海の端ですので、もちろん台風時期とか、通行どめになったのはそれはもう営業できんので、やむを得ないんですけども、それ以外の、例えば閑散期に営業していない、営業というのは駐車場の営業していないというのを聞くんですけども、それはいろんな約束事、協定の中で、例えばもう町長の許可もうたらええんやという、そういう情報も入っていると思うんですけども、閑散期でもそういうことが適用されるんですか。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

今、南議員が言われたとおり、町長のほうである程度の業務時間というか、営業時間は変えるということは決めることができます。例えば、過去にも一般質問の中で今、夕日が、ちょうど臨海駐車場のとこにも円月島に夕日が入るという時期には長目にあけてほしいという要望もあったりしましたので、その辺も商店会のほうにはお願いして、あけたりしておりますし、閑散期で閉まっているということは本当に台風だったり、悪天候だったりということで、臨海にお客様が来られないときにはそういうふうな対応はしていると思うんですが、ただ単に天気がよくて閑散期の間に閉めるということはしていないというように担当課のほうでは把握しています。

○議　　長

１２番　　南君

○１２　　番

今の答弁なんですけども、例えば、ちょっとお名前出して悪いんですけども、アドベンチャーが休んだときは休んでいるという、そういうふうなのも聞いているんですけど、そういうのは把握しておりますか。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

今、議員から言われた件については、うちのほうではちょっと把握できておりません。確認しまして、この駐車場条例にのっとった施行ということが大前提になりますので、本当に閑散期、また言われたように、別の施設が閉まっているときには営業してもお客さんがいないということで閉めているということになれば、うちとしても、ある程度の指示をしてきちんとあけるということはしていかなければならないと考えておりますので、再度商店会の会長とも話をして、全くそのような理由で閉めるということはないように指導をしていきたいと考えています。

以上です。

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第１８号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

（２２）日程第２２　議案第１９号　白浜町立美術館の指定管理者の指定について

○議　　長

日程第２２　議案第１９号　白浜町立美術館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

８番　　楠本君

○８　　番

基本的に指定管理について反対するものではないんですけれども、やはり１番地、阪田の歓喜神社も含めて、あそこらの観光開発、観光の入り込み状況を、やはり今後、考えていかんならんと思うんですが、観光協会が指定管理を受けるということ、これは、収入に対する、

もちろん対価の部分もあるわけなんですが、やはり美術品的な価値のあるもの、例えば河内郷花とか、ふすま絵とか、そういう部分の、町内に点在している美術品等のそういうものを集積した中において、集客に努めるほうがいいん違うんかなと。この向こうの控室にも河内郷花のがあったり、町長室のどこかにも見たことあるんですけど、やはりそういう分では、やっぱりあの美術館を何とか生かしていく方法を考えていくべきではないんかなというふうに思うんですが、その点の所見があったら、教えてください。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

白浜町立美術館につきましては、これはもう白浜の町誌にも載っております。歴史のある美術館でございますし、今、ご指摘いただいたように、白浜の１番地ということで、大変由緒のある場所でございますし、ここのところの美術館等は、やはり美術品、あるいはその文化的な価値から総合的にもう一度観光振興のためにどういったことがこれからできるのか、ほかの美術館もそうですけども、博物館もありますけれども、その辺、やはり総合的ないろいろと観光の側面からも、あるいはあの地域の振興の面からも検討していく必要があろうかと思っております。観光協会のみならず、皆様方の、関係者の方々のご意見を取り入れながら、この白浜美術館につきましては、町立美術館につきましては、今後、総合的に白浜町の発展に寄与できるように、少しその内容等も、やはり見直すなり、検討するということも必要かと思います。今、関係者の方々とこれからもっともっと議論をして、そしてよりいいものをつくっていくといいますか、この地域でできるものを取り入れていきたいというふうに思っております。特に観光協会さんはこの施設、非常に大きな貢献をしているとは思いますけれども、少し昔と比べましたら、観光客の面で減少している分もありますし、もう少し、どういうふうに創意工夫すれば、もっとお客さんに来てもらえるのか、あるいは利益が上がるのかということを総合的に考えたいと思っておりますので、またご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議　　長

２番　　三倉君

○２　　番

それで、今の充実されるという話の中で、展示品等についての所有者というんですか、それはどういう形になっているものなんでしょう。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

展示品の件につきましては、寄贈を受けたものもございます。建物自体は町有ということで、指定管理で観光協会のほうにお願いしておりますが、寄附、そして寄贈を受けた品物と等々については観光協会のほうで所有しているものがほとんどであります。

○議　　長

２番　　三倉君

○２　　番

今は展示されている中に町のものというのは別に今のところ余りないんですか。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

それも一応、確認のほうをさせていただきたいと思います。先ほど町長が言われたとおりですが、阪田１番地ということでもともと神社の部分もあり、そして町有地でありながら、どちらかといえば、宗教と町がという政教分離的な部分もあって、もともと観光協会のほうにお願いしているものでありますし、それが長年たっている中で、当初町が用意したものもあったかもわかりませんし、その後いろんな寄附、寄贈されたものもふえているかのように聞いておりますので、再度、町のものがあるかどうかもあわせて確認をさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議　　長

２番　　三倉君

○２　　番

その寄贈された分についてですけども、その寄贈が町に寄附されたのか、それとも観光協会かというのをあわせてその辺も調査というのかな、やっぱりあるんじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

三倉議員ご指摘のとおり、その部分についてもきちんと確認をさせていただきたいと思っています。

８番　　楠本君

○議　　長

○８　　番

この間の報告の中で、浜通りの駒井さんのコレクションの部分についての観光協会が時期を見て、７月と言うたんですかね、移転されるというお話を聞いたんです。まちなかへ行ってもらうのは大変ありがたいんですけれども、やはり駒井先生の意思を継いで、駒井コレクションの部分についても、美術館で管理するなり、まだ私も最近行っていないから、２階の部分はちょっとわからないので、そこらについても、寄附された遺族の方々の意向も酌んで、やはり今後、管理のほうも美術館のほうでやってもらえたらなと、そのように思うんですが、いかがですか。

○議　　長

番外　　観光課長　愛須君

○番　　外（観光課長）

楠本議員からご提言とかいただきました。本当に町の中にはいろんなもともと町出身の方のいろんな美術品が多数あります。それがほとんど皆様方、町民の方を含め、観光客の方にもなかなか見ていただけるようなところに置いていないと、置けていないということも事実でありますので、今、ご提案いただいたとおり、観光協会がこの４月以降でギャラリーしらすなのほうに事務所を構えますし、そこのところにも駒井先生からいただいた美術品も多数

あります。そして、同じく観光協会のほうが白浜美術館のほうを指定管理を受けているということで、建物の中も一部新たに展示するとなれば、改修工事が必要になるかもわかりませんが、本当に年々ここの施設の収入というものが大きく減ってきております。というのは、やはり魅力もだんだんなくなってきて、今までどおりの美術館になっているから、お客様にもなかなか興味を持っていただけないという現状もありますので、その辺もあわせまして、町長が先ほど答弁させていただいたとおり、観光協会とも密に連携し、協議を持って、町所有の美術品が美術館のほうで展示できるように考えていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

今、楠本議員からご指摘いただきましたように、特に白浜町内にはたくさんの美術品があると思います。これは課題の１つなんですけども、なかなか美術品が学校にあったり、あるいは町、白浜町の役場にあったり、あるいはこの白浜町立美術館やとか、あるいは博物館とか、白浜民俗温泉資料館にも、これ美術品じゃございませんけれども、文化財もある、非常に価値のある貴重な、いろんな作品がございますので、その辺をこれは観光課だけじゃなくて、あるいは教育委員会を巻き込んで、整理整頓がまだできていない部分がございますので、駒井コレクションだけじゃなくて、原勝四郎さんの絵画とか、非常に価値の高い、非常に有名な作品もたくさんございます。その辺をもう１回、このできるだけ早く整理をして、町民の皆様にも見ていただくような機会をつくりなり、あるいはもう少し丁寧な保存ができるような仕組みをつくりたいというふうに思っております。

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第１９号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

（２３）日程第２３　議案第２０号　白浜町日置青年会館の指定管理者の指定について

○議　　長

日程第２３　議案第２０号　白浜町日置青年会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第２０号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

したがって、議案第２０号は原案のとおり可決されました。

（２４）日程第２４　議案第２１号　白浜町国産材需要開発センターの指定管理者の指定について

○議　　長

日程第２４　議案第２１号　白浜町国産材需要開発センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

２番　　三倉君

○２　　番

この指定管理料の額とありまして、その予算の範囲内とあるんですけども、これについてもう少し説明いただけたらと思います。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

この予算の範囲ということは昨年度と同額の３６万円を予定してございます。

○議　　長

２番　　三倉君

○２　　番

そしたら、３６万という金額が今回上がっているんですけど、その都度変わるからということで、こういう表記をしていると解釈してよろしいんですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

その辺は提案の際の補足説明でも説明させていただきました。予算の範囲内ということで、当初予算において昨年度と同額の３６万円を計上してございまして、これは金額が変わるか

らこのような予算の範囲内という表記をしているということではございません。あくまで現時点では当予算が可決してございませんので、このような表現をさせていただいているとこでございます。

○議　　長

８番　　楠本君

○８　　番

指定管理そのものについては反対するものではございませんけれども、もう皆さんもご存じのように大辺路森林組合は、すさみ町との間に設立した組合組織であるというふうに思います。そうした中で、すさみ町の負担割合ですね、そこらはどのようになっているかお伺いしたいと思います。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

このものにつきましては、白浜町国産材事業開発センターの指定管理に係る指定管理でございますので、これは私ども白浜町の施設でございます。ですから、すさみ町との折半というふうなこととか、そういった負担割合というのは一切ございません。ただ、全体の運営ということになりましたら、やはりあちらの組合のほうの費用ということになってまいりますので、その中でちょっとどのような負担になっているか、この辺は私ども確認できてございません。

○議　　長

１０番　　廣畑君

○１０　　番

国産材開発センターの今、おっしゃられたすさみ町と白浜町の実際の森林組合でどれだけ出すかと、それはわからんというふうなことでありますけれども、町としては、負担金は出さないということなんでしょうか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

この開発センターの指定管理については３６万のこの金額のみでございます。

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第２１号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。
したがって、議案第２１号は原案のとおり可決されました。

（２５）日程第２５　議案第２２号　海来館の指定管理者の指定について

○議　　長
日程第２５　議案第２２号　海来館の指定管理者の指定についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。
１番　　溝口君
○１　　番
少しお伺いします。今、これが承認されたらでありますけども、平成２８年４月１日から日置川町の商工会さんがこの海来館について運営をされると、その案であります。そのことで、まず１点、これは日置川町商工会さんとして、会員の中からどういうふうな組織編成か知りませんけども、この施設の運営に会としてあたっていくとというふうな認識でよろしいんですか。まず１点、お伺いします。
○議　　長
番外　　農林水産課長　古守君
○番　　外（農林水産課長）
そのとおりでございます。従業員も日置川町商工会のほうで雇用してというふうに聞いてございます。
○議　　長
１番　　溝口君
○１　　番
それでうまく運営がいっている間は今の体制でやっていけるかと思うわけであります。その中で、運営の人件費等とか、いろいろ施設の維持管理がマイナス部分でなったと、そうなりましたら、当然そのマイナスを埋めるのには日置川町商工会の予算を多分充てられるのかなと、そういうふうな予測をするんですけども、そのときに若干の運営のマイナスでありましたら、当然、そこら辺のやりくりはいけるかと思うんですけれども、それが年々増加をしてきて、日置川町商工会としてのその中の予算で捻出するにはそういった形で無理が出てきたような場合、町として、今現在の日置川町商工会のほうにはそういった助成金等、発生しているかと思います。そこで、そういうふうな要求があるかもわかりませんし、ですが、そういった予測することに対して、今から、町からこういった最悪のマイナス部分ばかりの議論をするというのもどうかと思いますけども、先の経営が少し不透明なような場合も想定をして、こうなったときには町としてはここまでの支援はできるけども、これ以上はこうであるとか、今現在の日置川町商工会さんに対して、町が助成をしている範囲が際限なく膨れ上がると、そのような事態にはならないように、今からある程度の話も、やっぱり想定をした話もすべきではないのかなと思うんですけど、そこら辺の基本的な考え方はどうですか。
○議　　長
番外　　農林水産課長　古守君
○番　　外（農林水産課長）

確かに議員さんがおっしゃる点は確かにご指摘だと思います。ただ、現時点で損益計算書、計画書なりをいただいてございまして、大体年間で約４，０００万くらいと、運営というふうなことでお聞きしてございます。それで、先で赤字になったことの場合の想定というのはあるんですが、それはそのときそのときで、やはりいろんな協議がされてというふうなことで、仮にこの施設がどうしても町としてほしい、商工会にやっていただくというふうなことであったら、商工会の補助金を、もしくは指定管理料をどうにかするというふうなことも当然視野に入れて、その時点では考えなければならないと思ってございます。ただ、やはり今回、商工会にこれをやっていただく、この１つのメリットというのは商工会自体にいろんな補助金等と商工会の補助金としていろんなものがございます。これまで漁協さんで運営をされていた中ではそういったものの活用というのがほとんどされてございませんでして、今回、いろいろ商工会とも先の話をさせていただく中で、商工会のそういった補助金も活用しながらやっていくんだというふうなこともございますので、これまでよりももう少し経営的には安定するようなことができるのかなというふうに思ってございます。

○議　　長

１番　　溝口君

○１　　番

もうこれで終わりたいと思いますけども、今は商工会としてこの施設の運営に取り組んでいただいていると、しかし、今も言いましたように、うまくいってればいいわけでありますけど、うまくいかなくなった、商工会としてもこの施設の運営が少し重荷になってくるよと、そういったときに、この商工会さんの中でこの施設を運営した人とか、最初の今現在のスタートの運営体制から商工会の中のある一部の方にこの施設の運営を任せるようなことになりましたら、今現在、スタートしている、そういった体制というのか、趣旨から外れてくるかと思うんです。今はあくまで大もとは商工会でありますけども、今の取り組みからそうふうなことになったら、商工会の会員さんの中の特定の方にもうやりたい方という形になりましたら、今現在、スタートしている、そういった体制から外れてくるような事態も発生するかと思いますので、そこら辺は年次年次のそういう報告書等なりとか、運営形態を町としても、やはりある程度中止をして、少し、趣旨がどうとかこうとかなったときには、やはりそれなりの指摘をして、本来の今の趣旨のまま運営ができるようにそういった行政指導もこれから先、考えてすべきではないのかなと、そのように思っております。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

ご指摘の点も踏まえまして、今後の運営を図ってまいりますので、どうぞご理解をお願いいたします。

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第２２号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

（２６）日程第２６　議案第２３号　フィッシャーマンズワーフ白浜の指定管理者の指定について

○議　　長

日程第２６　議案第２３号　フィッシャーマンズワーフ白浜の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

１番　　溝口君

○１　　番

１点だけ、私のほうからお伺いします。

この指定管理者制度につきましては、昨年の６月議会から３回、制度、条例、その条例にのっとって各施設の運営について、一般質問してきたところであります。その中で、今回提案を出されているフィッシャーマンズワーフの指定管理につきましては、公募によらないでというような形の議案が上程されているわけでありますけども、先般、一昨日ですか、同僚議員が政治団体かどうかわかりませんけど、会からの報告書といいましょうか、その中で、私も一般質問した中でお聞きしましたことありますけども、この中では白浜町の条例に違反であると、そのように報告がされておるわけですけども、私の一般質問の際にはそこまでの法令違反とか、そういうふうな質問はしなかったわけでありますけども、そういった公募の可能性はないんですかと、そのような質問であったと思うんですけども、今回の報告書といいましょうか、中にはこれは公募によらないでやる場合は法令違反であると、そのように提起されておるんですけども、その点については町としての認識はどうなんですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

先般、私もそのチラシのほうを拝見させていただきました。多分、言われているのは白浜町条例においては公募によらず指定管理候補者を町長が選定できる道もあり、ただし、それは本町が出資している法人、三セク、公共団体、公共的団体、町内会などの三者のみであり、白浜町自身、条例によって、民間事業者の公募を経ない選定は認めていませんという旨の訴えだと思います。

それで、私どもが株式会社フィッシャーマンを公募によらず、指定管理というふうなことにつきましては、まず公募によらない指定管理者につきましては、白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第５条に、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、

設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思慮するときは公募によらず、本町が出資している法人、または公共団体、もしくは公共的団体を指定管理者の候補者として、選定することができる旨がうたわれてございます。

私どもは、この出資している法人、または公共団体、もしくは公共的団体という点では、株式会社フィッシャーマンは公共的団体となると理解してございます。いわゆるこのチラシで見ますと、町内会などの「など」の部分です。それで、公共的団体はどういうものなのかということでございます。これは、やはり法律的にこれが明確にうたわれているものというのは確認できてございません。ただ、行政実例、やはりこういった町というのは法令、それから行政実例、こういったもので行政というのは動いてまいります。それで、その行政実例では少し古いのですが、昭和２４年に農協、漁協、生協、商工会等の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会等の文化事業団体等、いやしくも公共的な活動を営むものは全てこれに含まれ、法人たると否を問わないというふうなことが示されてございます。

それで、今度はフィッシャーマンズワーフにつきましては、これまでの経過を見ますと、単に収益を得る団体ということではなしに、この公共事業でございますフィッシャーマンズワーフ白浜、この運営をするために現在の指定管理者は和歌山南漁業協同組合でございますから、その組織の中で実際に漁業者の方々がこれを運営するために出資をいたしまして、立ち上げた会社でございます。ほかに、例えば、これ以外に何か別の商売をされているとか、そういったものがかなりの範囲であるということになりましたら、それは公共的団体と解釈するのはいかがなものかというふうに考えますが、やはり公共事業のみを現在やっていただいているというふうなことでございますので、当然私どもは公共的団体の中に含まれるという解釈で今回指定管理者の候補者として、選定させていただいた次第でございます。

以上です。

○議　　長

１番　　溝口君

○１　　番

我々、議員の間では温度差というか、考え方のそういった違いはあろうかと思います。当然、これはこの制度にのっとって、公募にすべき違うかと、こんな意見も議員の中ではある。それと、今、説明ありましたように、そういった過去の設立の趣旨、目的、そして今回が事業資金等のそういった補助金等の性質から考えて、これは当然そうであろうかなと、おおもとの和歌山南がおりるとしても、それを実際運営してきておったフィッシャーマンが引き継ぐというのか、指定管理に今度新たになると、その考えは正しい、そうであろうかなと。それは議員個人のそういったこうすべきであるんではないのかなとか、いろいろなそういった議論はあろうかと思いますけども、そうしたら、もう一度重ねて聞きますけども、これは町としては、法令に照らし合わせて条例違反ではないと、そのような見解でよろしいんですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

はい、そのように認識してございます。

○議　　長

１２番　　南君

○１２　　番

溝口議員の関連にもなってくると思うんですけども、町の資料によりますと、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとあります。この資料にあります、こういうことは。そしたら、その株式会社フィッシャーマンは当然、株式会社ですので、営利を目的にするのは当然であります。町への報告によりますと、漁協からの報告によりますと、この開業以来、この施設、ずっと赤字なんですね。本当にこれ、営利を目的とすることができるのかということ。漁業振興、あるいはまた地域振興、観光振興、雇用の確保、こういうのは大事だということ、それはもう十分承知しております。しかしながら、これはもう赤字続きではこういうこと、事業はだめなんですね。この営利を目的とする会社が黒字化できるのか、説明願いたいし、もう１つ、今回、株式会社、漁協と資本関係は全くないんですね。そういう会社の株式会社なんです。だから、漁協と資本関係のない株式会社がなぜ公募によらず、随意契約するのか、その点、再度聞かせていただきたいと思います。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

まず、黒字になるのかという点でございますが、これまで平成２５年７月から開業をさせていただいて、２５年度、２６年度、そして現在２７年度、３期目でございます。それで、２５年度、２６年度の経営状況につきましては、議員の皆様の方にも今までも説明させていただいたとおり、かなり大きな赤字が出たというふうなことは私ども把握してございます。それで、今度、２７年度はどうなるかということでございます。そしたら、２７年度の部分につきましては、まだ２７年度は決算というのは出ていませんので、ただしです、確実にということではございませんが、先般来、６月の補正予算の中で、私ども、このフィッシャーマンズワーフ白浜の運営というものにつきまして、やはりきちんとした身で分析をする必要があるというふうなことで、専門の経営診断士の方にも中の状況等を見ていただきながら、今まで運営を分析してまいりました。それで、私ども、自分たちの目で見ていても、やはり昨年の秋以降といいますか、見ますと、やはり駐車場にとまっている車の台数とか、やっぱりお客様はふえてきているなというふうな実感は確かにあったわけなんですけど、実際、この運営分析調査がちょうどその時点で、１１月の１８日に最初の運営の分析をいただきました。それで、そのわかりやすくいうと、昨年の後半とことしの前半を足した部分で、分析したわけなんですけど、それでいきますと、やはり若干の単年度の収支では黒字になっているというふうなことでございます。ですから、２５年度あり、２６年度があり、２７年度、経営体としては、若干右肩上がりで来ていて、ようやく３年目にしてとんとんに至ったというふうなとこでございます。

ただ、運営分析調査のとこにもあったんですが、皆様方、ご存じのように２６年度後半からの時期につきましては、デスティネーションキャンペーン、和歌山県下で大型キャンペーンですね、こういったもの。それから高野山開創、それから国体、こういったものでいろんなことで和歌山県が注目を浴びた時期でございます。そのときの数字が、はいはい、わかり

ました、これでは大丈夫ですというふうなことに、すなわちというふうなことがございますので、若干という部分があったとしても、やはりほぼほぼ黒字になる、とんとんのとこまで来ているというのが現状でございます。ですから、現在、これで来期、また４期目を迎えるわけなんですけど、やはりこの４期目の動向というのは非常に大事になると思ってございます。ただ、黒字になるのかというふうな質問になれば、逆に赤字になる要素のほうが少ないんではないだろうかと。今のこれまでの伸び率等々を考えますと、黒字でいけるんではないだろうかという見通しをしてございます。それから、あくまでこれ、ただ単年度の収支ということになりますので、ですから、今回別の議案でそういった部分の当初の負担部分をもう少し軽くして、もう少し経営の安定は図れたらなというような議案も出しているというような、そういった観点からでございます。

それから、漁協との資本関係がないのかと。これは、やはりこの立ち上げ、株式会社フィッシャーマンを立ち上げるときに、漁協内でどのような格好で立ち上げるかというふうなことの部分があって、その中に、例えば資本関係ということだったら、入れておいたらよかったのかというところもあるんですけど、実際としまして、資本関係というのはないというのが現状でございます。ただ、それがなくても、私どもは、やはりその目的を持って、漁業組合の組織の中で立ち上げていただいた会社でございまして、しかも、この漁業振興施設を運営するためにつくられた会社でございます。ですから、私どもは、やはり公共的団体には該当するというふうな理解をさせていただいた次第でございます。

○議　　長

１２番　　南君

○１２　　番

私は今までたびたび町の見解と違うと言っているのは、黒字化が予想されるといったって、町のほうから補助金というんですか、いろんな設備も含めて、多額の資金を投入しているんです。それで、黒字になりそうだというのはおかしいんですよ。今までの話を聞いてみたら、私の感じで、非常に厳しい状態、町もそれで厳しい状態というのを認めているんでしょう。これが私は厳しいというより、漁協がよくわかっていると違うんですか。漁協がそしたら大丈夫やと、黒字化が予想されるというんやったら、漁協自体が、やっぱり続けると思うんです。指定管理を辞退したというのは大きな理由はそこにあるんではないんですか。その点、どうですか。漁協さんの辞退理由をもう一度はっきりと説明願いたいと思います。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

まず、漁協がなぜ断ったかということのご質問かと思いますが、まずフィッシャーマンズワーフ白浜は湯崎漁港整備事業の中で漁業振興だけでなく、そこを通じて地域の活性化につなげることにより、白浜観光の拠点とすると共に、漁業者の就労の場とする施設でございます。そして、そういう施設であったからこそ、その地域の漁業者が白浜の観光、白浜の繁栄のために漁業者の命である漁場を提供していただき、そこの海に建っているものでございます。漁業組合といいましても、今現在、和歌山南漁業協同組合ということで、非常に広い範囲、田辺も含めた、すさみも含めた範囲というようなことになってございます。当然、旧の日置も入ってございます。ただ、そういった中では漁協としては、やはり漁協全体というよ

り、そこにある地域の地先の漁業者が発起人となっている、そういった実際これまで運営している会社もあるんだから、そこの会社に、やはり任せるというのが本来の姿であるというふうなことが、これが一番の大きな点でございます。

それと、あと、実際ああいった収益を伴う事業の企業体につきましては、そういった組合組織で運営していくやり方、それからそういった生産者での株式会社でやっていくやり方、こういったものが、いろんなやり方がございます。ただ、やはり組合組織ということになりますと、何か決める、一々何か決めるについても、やはり理事会、そういったものの議決に伴って、運営していかなければならない、これは、やはりいろんなところの私、農業も関係してございますので、農業関係のいろんなところの先進地を見たところでも、やはり株式会社でやっているところ、それから農業生産組合でやっているところ、両方お伺いする中でも、やはりこれからの時代、これに対応していくのは株式会社でなければ対応していけませんよと、それはなぜかというと、株式会社というのは、やはりそこの一番代表の方、その方の意向によって、動かしやすい、今は、やはりこういった時代ですから、何かがあることに理事会を開くということになったら、非常に後手後手になってしまうと、これは、やっぱり株式会社が望ましいというふうなご意見もありました。で、私どもとしても、確かにここ３年間運営していく中で、漁協さんのほうにお伺いして、そしたら、漁協の中で、どんな組織体の中で決定されてきたと、その辺の部分を振り返りますと、やはり直接のほうがやりやすい部分が多々ございます。ですから、いろんなことを考える中で、漁業組合としても、今回も直接というふうな考えもいただきましたし、私どもとしても、やはり直接のほうがやりやすいんではないだろうかというふうなこともございまして、今回、指定管理を直接株式会社フィッシャーマンにお願いするというふうなことに至ったところでございます。ご理解をお願いいたします。

○議　　長

１２番　　南君

○１２　　番

非常に理解しにくいところではございます。この設立のときから、初めからそういう目的がわかっているんでしょう。それに賛同して、漁協さんもやっていただいたんだし、指定管理を受けていただいたし、あの建物自体が漁業関係者の要望でできたんですよ。組合を通して、組合がやってくれと、そういう要望でできたんでしょう。それを今さら漁協さんがもう何やかんやと言って、ぱっと引かれるというのは非常につらいですよ、私どもにとって。やはり、それこそ漁協と一心同体となって進めるべきやったと思いますし、事実、そうして今まで漁協さんがあって、運営を任せていったというんですかね、そういうあったんでしょう。何の不都合があるんですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

これが不都合になるかならないという点では私が先ほどから申し上げました、やっぱり意思を決定する機関、こういったもののやり方の問題です。ですから、漁協内でいろんなことのお話を聞くと、今やっている営業形態はどこで決めたんな。その辺が理事会の中で問題になったり、そういったこともちょっと伺いました。ただ、やはりそうなってまいりますと、

和歌山南漁業協同組合としても、本来のこの事業の趣旨からしたら、地元のところのそういった実際運営できる組合員がつくった会社があるんだから、そこのところに任したほうが、やはり本来の姿ではなかろうと。だから、組合の中のそういった今ある調整のつきにくいというか、部分も解消できますし、それで町としてもやりやすいというふうなことになりますので、やはり私は最初から株式会社フィッシャーマンのほうにお任せしておいたほうが、私の今の担当としましては、そのように思っているところでございます。

当然、和歌山南漁業協同組合ももうからないから、放り出したというふうな、そういった単純な理由でというふうなことではないと理解してございます。

○議　　長

質問が４回続いておりますので、最後にお願いします。

１２番　　南君

○１２　　番

そうしたら、町の見解としたら、資料にありましたように、現在、厳しい経営状態が続いていると、これの認識がもう薄らいできていると、そういうふうに解釈してよろしいんですね。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

厳しい経営状態が続いているというのは、これは、やはり事実でございますので、そうでございます。ただ、全く２５年度、２６年度のようなもう本当にどうなるかわからんというようなことではなしに、やはり先々に一定の見通しが見える、そのような状態になっているというふうに理解してございます。

○議　　長

１１番　　古久保君

○１１　　番

お二人の質問に関連します。先ほどから答弁も聞いております。その中で、まず確認したいのは未納になっていた納付金と温泉使用料、これはお支払いが済んでいるのか、それともまだ残っておるのか、そしてこの支払いは漁協さんがされるのか、株式会社フィッシャーマンがされるのか、どちらから町のほうに振り込みされるのか、どういう支払いになるのか、その辺のところの事実関係をお聞きしたい。これ、質問を何回も。たくさんあるので、ちょっと控えてくれる、聞きたいこと言うから。余りにも何回も何回もしたら、また議長に怒られるからよ。一応、ここで１回目質問しておきます。

先ほどから経営状況、これかなり厳しい、厳しいと認識していますね。それを先ほど南さんからも質問ありました。これについては説明を聞いておりますけども、その中でそういう株式会社フィッシャーマン、２５年度、２６年度かなりの赤字を出して、決算を見る限り、かなりの赤字を出した。数字を言ったら、また報道されると困るので、言いませんけども、数字きちっと出ています。そういう企業ですね、営利企業、株式会社、営利企業が今度の指定管理者として、幅広く公募もしないで、この業者でなけりゃと、当局側が推薦してくる、選定してくる、この手続についてお聞きします。先ほど法律のことも言われましたけども、私はその辺、条例のほうからちょっと確認だけします。

まず、この業者を選んだ手続、白浜町条例には要綱があるんですね。指定管理者選定委員会設置要綱というのがある。その要綱は、やっぱりきちっと指定管理者の指定の申請にあたっては、サービス提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。これは総務省からの通達です、指定管理に対して。平成２２年１２月に出ています。これが基本なんですね。先ほどから答弁の中に公共性がある、この株式会社は公共性がある、公共性があると言っていますけども、どこにその公共性があるのか、先ほどの答弁では理解しにくい。この選定委員会が庁内で副町長を委員長として、課長さん以下１０人程度で組織する。その中で候補者を選定する。幅広く呼びかけて、選定する。この手続を済まされたのか。それとも、一切この要綱については何らやっていないのか。その辺のところの確認をしたい。

それから、この公募について、第５条、指定管理者指定手続等に関する条例の第５条を適用されていますね。これについては、先ほど課長が文章を読まれました。それをそのとおり文章書いていますよ。本町が出資している法人、または公共団体、もしくは公共的団体、指定管理者の候補者として推薦することができるということになっています。そして、２項のところに、町長は選定するとき、町長等はあらかじめ第３条各号の事項について、当該出資団体と協議を行い、前条各号に照らし、総合的判断を行うものとする。第３条、第３条の手続というのは、申請者が申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に町長等に提出しなければならない。１、管理を行う公の施設の事業計画書、当該団体の経営状況を説明する書類、これが議会には一切出ていませんね。全協にも出ていない。この資料不足。私はこれ、当初の平成２５年度の漁協さんとの書類、全協の資料にありました。探ってみたらありました。漁協さんと２５年度にしたときには、きちっとできているんです。指定申請書という形で出ています。そして、その内容については、項目、１０項目あります。事業内容、事業計画、管理運営の基本方針、運営計画、仕入れ計画、組織、人員計画、売り上げ予測、損益計画、町への納付金、指定期間、指定管理料等というような形で漁業組合組合長、榎本秀春さんからこういう書類が町と交わしております。この今回、新たにスタートするんでしょう、更新じゃないんですね。更新だったら、このとおりいきますよ。この書類でいけます。新たに決める指定管理者であるということであれば、きちっとしたこういう書類を出して、皆さん方が候補者の選定に委員会として、最終的に株式会社フィッシャーマン、この業者しかないな、この業者に託しましょうというふうな形で出てくるんでしょう。その辺のところの資料不足を私は指摘したいと思うんです。

それだけ、とにかく１回目お願いします。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

たくさんご質問いただきましたので、答弁漏れがありましたら、またご指摘をいただくということで。まず、温泉使用料、それから納付金の支払いでございますが、こういったものは全て済んでいただいてございます。

それから、まず、それが漁協であるのか、株式会社フィッシャーマンであるのか。これは私どもは漁業組合に渡している、漁業組合からのお名前の納付書でいただいてございますので、それがいずれのものかというのは私どもは別に関係ない話かなと思ってございます。

それから、次に、委員会をなぜ置かなかったというふうなことでございますが、まず、このご指摘の公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱、これが第２条のところでその設置の旨がうたわれているわけなんですけど、ここは、読ませていただきますと、町長、または白浜町教育委員会は、白浜町公の施設に係る指定管理者、指定手続に関しての条例第４条及び第５条の規定の指定管理者の選定、候補者選定並びに第９条の指定の取り消し、今回は第５条の指定管理者の候補者の選定です。これを適正に行うため、必要に応じて当該施設に係る指定管理者選定委員会を置くというふうな規定でございます。この必要に応じてというのは、どういったことを指すかといいますと、やはりいろんな解釈があると思うんです。それは第４条の場合で、複数の者が出てきて、先ほどの観光課長のほうから申し上げました臨海のときに公募をしたと、そこで選定委員会の中に諮って、どのようにするかというようなことを決めたというふうな、この作業もありますし、逆に言いますと、例えば、和歌山南漁業協同組合と株式会社フィッシャーマン、両方で、どちらですべきであるかというふうなことも、私どもはこれ、どちらでも本事業の本来の目的の中では適切な、適当な、いろんな解釈ございますけど、町としては株式会社フィッシャーマン、和歌山南漁業協同組合どちらでもというふうなことがございましたので、そしたら、逆に先ほどから私、直接株式会社のほうがやりやすいんやと、いろんなことも申し上げました。だから、こういったことも取捨して、この２つのうちのどちらにするというふうなことを決めるのも、これも選定委員会の中の１つの議論だと思います。今回は、今の時点で、やはりこの事業の背景、そういった漁業振興の目的とした施設であること、それから、これまでの施設の歴史的なもの、そういったものを、やはり鑑みるときに、和歌山南漁業協同組合、株式会社フィッシャーマンの２者、これが適切であるというふうなことの判断をする中で、やはり１つのほうが株式会社フィッシャーマンがやるのが適当であるというふうなことを言うてくる中では、私らはこれ必要に応じてという部分では、必要に応ずる、要はここ１社しかないんだから、町としても考えるわけですから、こういった選定委員会を置かないで、そちらのほうにお願いしたというふうなところでございます。

それから、次に、第５条の適用においてというふうなことの中で、要はこの条例に基づいての資料不足ではないかというふうなことの３点目のご質問につきましては、確かに選定につきましては、先ほどおっしゃっていただきました第５条、これ、指定管理の指定手続に関する条例の第５条第２項のほうにあらかじめ第３条各号の事項について当該出資団体との協議を行いというようなことで、総合的な判断を求めると。これはあくまで協議というふうなことの中でございますので、そのやり方について、例えば事業計画書が、おっしゃっていただいたような書類が全て整ってなければ、この協議ができないかどうかということになりますと、そういうものではないというふうに思ってございます。私どもは、やはりこれまで何回か、全員協議会の中で仕様書と、それから協定書とを提示させていただきました。そういったものも含めて、相手方と協議を重ねてまいりました。当然、この事業計画、予算的なものにつきましては、そういった相手方とのこれまでの運営分析調査、こういったものも含めて、この運営ができていくんですか、どうですかというようなことも協議をしてまいりました。そういったことに基づいての協議を経た上で、最終的にこの第３条の内容は協議を積み上げてきたというふうなことで、最終選定をしてまいりました。

それから、事業申請書というのは、これは、やはり私ども最終的な確認の上では出してい

ただく必要があるというふうなことは思ってございます。それで、この協議のときについては、実際、仕様書等々、それから運営分析、こういうふうなもので協議をしてきたわけなんですけど、事業申請書等につきましても、あわせて協議をしてまいりまして、実際は２月２５日付で町のほうにいただいてございます。そういったことでご理解をしたいと思います。

○議　　長

１１番　　古久保君

○１１　　番

今、説明を聞いたけども、この手続が、この申請書、いろんな資料、これは議会に提出しないで全員協議会の場にも資料として出さないで、そして本会議に資料不足のままで上程する。我々、議会としたら、何を見て、これ判断する。この会社はどういう会社やということをどれを見て判断するの。あんた方、何ぼ、向こうと、相手方といろんな協議していても、議会何にもわからん。その辺はどう解釈しているの。これ、議会軽視にはならん。我々議会人、ちょっと軽く見ているような感じするけどね。この資料がなかったら、この議決はなかなかしにくいですよ。町民に対して、説明つかん。その辺のところはどう考えておられます。

○議　　長

番外　　農林水産長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

そういったこともございますので、これまで全員協議会も３回させていただき、議員懇談会も２回させていただき、説明、丁寧な説明を加えさせてきたつもりでございます。特にこの運営事業計画書、こういったものにつきましても、やはりもともとこれまで議員様方にご相談をさせていただきましたこういったことで相手方と話をしていきますよ、それで、相手さんはこういったところになりますよというふうなことを、こういったものがなければ、当然、逆に言うたら、議会軽視になりますので、私どもは２月５日に和歌山南漁業協同組合から株式会社フィッシャーマン、相手先も変えさせていただきたいというふうなことをまず全員協議会の中で申し上げました。それで、そのとき、それまでに全員協議会等々の中でも、こういったことで今後は相手方と仕様書をやっていきますよ、負担割合はどうしますよというふうなことまで全て、今回特に新しくなることもございますので、説明をさせていただいてきたつもりでございます。そういった点で、それを説明不足というふうなことを申し上げられると、私どももこれ、どうしていいかというふうなところがございますので、そういったことでございます。

○議　　長

１１番　　古久保君

○１１　　番

答弁は別にあんた好きなように答弁したらいいけどな、それはもうそれについては、私も逆らいにいきません。あなたと討論しても見解の相違で蹴られるからな、やめておきます。

この会社を選んだところ、あなた方が候補者として選んだ根本的なところが全然見えないんですよ。私はこの業者は信用できない。白浜のメーンの場所で、商売されたら困る、それぐらいの業者であると認識している。その裏づけは、やっぱり私物化している、あの場所を。あれは公の建物。そういうふうな感じで仕事をされている。店、中にありますね。あの店でも１５パーセントだけもらって、あとは全部入っている。

それから、ミスオーシャン、同じ施設にあそこで借り切りでやっている。あそこも私物化している、ほとんど。それにプラス、温泉代ただや。ミスオーシャンという株式会社が使っている温泉がただやと。これ、利用者ですよ。それで、今回、頭に今度、株式会社フィッシャーマン、これ、経営者、代表者としても同じ人物です。

それから、先ほど漁協の話が出ました。この方は漁協に対しても、かなり信用を落としていますよ。組合員なんです、理事なんです、この方は。その理事が組合員を傷つけるようなことをしている。この書類あるんです、ここに。読みましょうか。株式会社フィッシャーマン、経営する漁業振興施設フィッシャーマンズワーフ白浜には同理事が同じく代表取締役となっている。株式会社ミスオーシャンも協賛しており、同施設において組合とは直接関係しない同理事の個人的な経営のために、漁獲物共同販売契約に違反しと、同規定に定める組合田辺本所、湊浦支所、白浜支所の買受保証金限度額、金７０万円を大きく上回る、金１，０００万円以上もの巨額な魚代に係る買い受けを行いと。さらに組合理事たる立場でありながら、超過額を直ちに支払わなかったという、これ、組合の総代の席です。

それから、もう１つ。組合白浜支所内、湯崎、瀬戸、桟橋の３地区の漁獲物に係る卸売、せりですね、せり市については、漁獲物は全て組合白浜支所、鮮魚集荷場に搬入した上で、漁獲物共同販売規定に基づき、組合指定仲買人立ち会い及びと同集荷場係員の絶対権限による落札指示を受けなければならないにもかかわらず、同理事はこれを遵守せずに、自身が所属する湯崎地区内の漁獲物を白浜が経営するフィッシャーマンズワーフ白浜に直接搬入し、さらには同理事が雇用したる組合とは無関係の従業員らにより、せりと闇買いを実施した上で正規相場とは異なる価格を決定したと。今まで、３年間でそういう組合員として、恥じる、こういう形で白浜の公の建物で商売しているんですよ。これをあんたらがよしとするんですか、これ。

○議　　長

１１番、古久保議員に申し上げますけれども、今、発言された、その文書的にも総代の場という部分もありますし、また従業員等々の内容についても、やはり認識する方の違いによります。

ですから、やはり先ほども私物化したという表現もございますし、やはりこれは不穏当発言に私は値するものと思います。

その部分も含めて、やはり撤回するのか、発言を取り消すのか、それはもう調査をしないとその内容はわかりませんので、この、今議会であたかもそのことが実質的なものであるという発言を、やっぱり不穏当な発言になろうかと思いますので、その辺、注意をお願いしたい。また撤回する部分があれば、撤回をしていただきたいと思います。

１１番　　古久保君

○１１　　番

今、この文書を読ませてもらったんです。これを読むには、一応承認はいただいております。議会で読みますよと。よろしいですなという形は承諾いただいているんです。ですので、その中で、一応この文書を読んだんですから、不穏当な字句があれば、訂正はしたいと思いますけども。

だけど、やっぱりこの経営者の方の、やっぱり行いというのは、これが白浜の中心のあの場所で、これから先、本当に観光に対して、きちっと商売してくれるのか。地域住民のため

に、地域振興のために、きちっと仕事してもらえるのか。観光客に対してもちゃんとやってもらえるのか。我々議会としても本当に安心して任せられるのか。そういう形で商売されている方を私は今回、指定管理者として認めるわけにはいかないですよ。これは、やっぱり一度この方も含めて、幅広く、候補者を選んで、その中から選定してもらうと、この人が優先的にこれ公募によらず選ばれるというところが理解できない。その辺、どうですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

先ほどから３つの例ですね、喫茶業務、それから海洋体験室、それからあとは漁協の中の話、承諾をいただいているといっても、これ、漁業組合の承諾をいただいての取り扱いですか。私ども、漁業組合の中で、きちっと、今おっしゃっていただいた認識がということになりましたら、それによって、信用を落としているというあたりはもう私見的なものになってまいりますので、こちらのほうの部分のコメントはちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

ただ、先ほどの喫茶業務とか、温泉使用料がただ、こういった部分につきましては、ちょっと説明させていただきますと、喫茶業務、これも私物化というふうなことにこれが果たして該当する、これを公の場でこれを言うていただくというのは非常に私は逆に経営者の方に対しての不適切な発言であるかなと思います。特に喫茶業務については、これは当然、あそこのところで喫茶店をやるということに対しては、人件費も伴うものでございますから、人件費を業務委託先が持ってくださいよという部分の中でやるについては、逆に言うたら、そこをずっとある程度の一定時間をすることに対して、フィッシャーマンズワーフ白浜としまして、経営の合理化につながる部分だと思います。

それで、海洋体験室についても、そうでございます。それで、温泉がただというふうなことを申し上げましたけど、ミスオーシャンさんで海洋体験室を使われた方については、海洋体験室の当然、条例に関する使用料をいただいてございますので、温泉がただで、ミスオーシャンが使いまくっていると、そのような発言については、私はちょっと理解できません。

以上でございます。

○議　　長

１１番　　古久保君

○１１　　番

使いまくってと言うたかな。使いまくってと言うてないよ。

○番　　外（農林水産課長）

使ってということで、はい。

○議　　長

農林水産課長、訂正してください。

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

すみません。ちょっと使いまくってということを訂正させていただきます。使ってということでございます。

○議　　長

１１番　　古久保君

○１１　　番

いろいろと質問しました。だけど、当局側が選んでくる、この指定管理者のこの業者について、私はそれは１４名の議員さんがおられるのやから、どうとられるかわかりませんけど、あの方の経営者としての、また個人的な、言われるかしらんけども、やっぱり今まで皆さん方もうわさに聞いている、言うこと聞かなんだら、白良浜海水浴場、鮫ネット張らさんぞ、花火上げささんぞ、こういう武器を持って、町側にそういうことをされているか。だから、そういう地先権を、漁業権を、やっぱりかざしてやっておられる、この方については、私はもう何とか言えん、町民からとしても腹立たしさを感じます。

○議　　長

先ほどの今の話におきましても、やはり個人的な名誉的な分があります。やはり、憶測な部分も今、発言されました。それは、やはりもうちょっと実証しながらやらないといかんと思いますので、その辺も含めて、訂正をしておいていただきたいと思います。

１１番　　古久保君

○１１　　番

そしたら、その憶測じゃなし、そしたらそういう人物がきちっと証明すれば、対等して、相対してやっている人が証明すれば、いいんですね。今、私が聞いてきたことですから。今、ここで言うている。その方がきちっと言うたということを証明すれば、これはうわさでもなしに、誹謗中傷でも何でもないわけね。

○議　　長

そうです。それはもう法的な関係で値しますので。

休憩します。

（休憩　１１　時　３４　分　　再開　１１　時　３６　分）

○議　　長

再開します。

先ほど来からの１１番、古久保君の質問に対しては、やはり慎重に進めていただきたいという思いでございます、私も。ですから、証言をされた、また文書を上げられたことにおきましても、その一個人の分の了承であるのか、その辺もわかりませんし、やはりこの公におきましては、やはり慎重審議の上で進めていく部分がございます。それを含めて、最後に質問を許可します。

１１番　　古久保君

○１１　　番

今まで個人的なことにも触れたと思いますけども、これは私もどうしても見過ごすことができません。だから、個人的にも確認をとって、書類として、組合に出ている書類なんです。組合員の皆様方も多分ほとんど知っておられるだろうと思います。そういう意味で承諾を得て、出してきたもんなんですけども。その中で、当局側がどうしてもこの業者がいいと、いいから何とかあそこでさせたってくれよというような形で推薦してくることに異議を唱える意味で、こういう方にあれを任せておけば、あそこで働いている方々も私は、やっぱり傷つくん違うかな。

○議　　長

個人的なことを審議をしているとこじゃないんですよ。それはもう全然展開が違いますから、討論の場で述べてください。質疑する内容で私はないと思います。

１１番　　古久保君

○１１　　番

はい、わかりました。

それでは、もうこれは質問終わります。きちっと答弁いただいていませんけども、一応、答弁していただいたと、議事録にも載りますし、私のことも議事録にも載るやろうし、ビデオでも映っています。それは覚悟の上でやっていますので、よろしくお願いしたいと。あと、討論で、反対討論でさせていただきます。よろしく。

○議　　長

ほかにございませんか。

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

先ほどから大変厳しいご意見もいただいております。古久保議員からの回答になるかどうかわかりませんけども、先ほどから課長が答弁しているとおりでございますが、まず、やはりこの株式会社フィッシャーマンをこの指定管理者に我々が選んだというところは先ほどからご説明しているとおりでございます。やはり、この株式会社フィッシャーマンというのは公的事業であるフィッシャーマンズワーフ白浜を運営するために設立された会社でございます。それで、我々もいろんなところで関係者の、特に専門家の方にもお聞きしました。この構成員としての、やはり株式会社フィッシャーマンというのは、これまで漁協の構成員として、施設の運営を担当していただいてきました。で、準組合員の資格を有しているということもございます。当然のことながら、これは指定管理者に適切であろうというふうな押さえでございます。株式会社フィッシャーマンにつきましては、この指定管理者である和歌山南漁協の組合の中の湯崎地域の漁業者が発起人となって設立されたものであるということはもう皆様はご存じかと思います。そのあたりも、十分お含みいただきまして、今後、運営につきましては、もちろん今までのこの町の対応等で不備がございましたので、大変な迷惑もかけておることもありましたけれども、やはり指定管理者である今度の株式会社フィッシャーマンにつきましても、和歌山南漁協さんの当然、協力も得ながら頑張っていただきたいというふうに思っておりますし、私どもとしましては、できる限りの、やはりいろんな側面からのサポート、そして経営に対してのいろんなこれからアドバイス、助言をしていきたいと思っております。

これから、ようやく、今現時点では、３年弱たとうとしている中で、２７年度につきましては、先ほど申し上げたように、単年度で黒字になる予定でございますし、見込みでございます。これからもっともっとこの今までの累積赤字等を、やはり解消していくべく一丸となって頑張っていただかないといかんというふうに思っておりますし、そのためにも今、この指定管理者の今の我々が考えておる、この承認をいただきたいというふうに思っております。それから始まるんではないかなと思っておりますし、従来の皆様方からいただいたさまざまなご意見、ご要望も含めて、我々も真摯に受けとめて、町民の皆様のご理解を得られるように、最善の努力を尽くしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。反対討論。

１１番　　古久保君（登壇）

○１１　　番

２３号議案に対する指定管理者、この指定管理者を候補者として選ぶ理由が私には理解できません。この方の経営状態、優良な会社ではない。これは明らかに我々、決算の中で見ていても優良でない。当局側の答弁は２７年度はとんとんや、２８年、先は明るい兆しがあるんですという説明を聞いても、その裏づけが全然私には理解できない。議会においても、資料不足である。選定方法も、選定の手続も、この業者を選んだ手続も当局側としては、私は議会に対しての行き届いていない資料の提出状態です。言葉でなんぼ説明、丁寧に説明しましたと言ったところで、我々は言葉で議会をやっているわけじゃないです。議論はします。ですけども、資料に基づいて、いろんな資料に基づいて、我々はこれはいいかということで決めるんですね。ですから、やっぱりこの資料というのはきちっと出してもらわないかん。やっぱり、当初に漁業組合ときちっと交わした資料、これは当然、今回出てこなければいけない。我々の目に見せてもらわなければいけない。この辺のところが行き届いていないということで、私はこの議案については、反対いたします。町民の皆様方にこれを通せば説明がつかない、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議　　長

賛成討論ございますか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。

○議　　長

異議がありますので起立によって採決します。

議案第２３号について原案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議　　長

起立多数であります。

したがって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

（２７）日程第２７　議案第２４号　白浜町老人憩の家「松湯荘」の指定管理者の指定について

○議　　長

日程第２７　議案第２４号　白浜町老人憩の家「松湯荘」の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第２４号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号は原案のとおり可決されました。

（２８）日程第２８　議案第２５号　白浜町高齢者生活福祉センター夢の里の指定管理者の指定について

○議　　長

日程第２８　議案第２５号　白浜町高齢者生活福祉センター夢の里の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第２５号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号は原案のとおり可決されました。

（２９）日程第２９　議案第２６号　白浜町デイサービスセンター条例を廃止する条例について

○議　　長

日程第２９　議案第２６号　白浜町デイサービスセンター条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第２６号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号は原案のとおり可決されました。

（３０）日程第３０　議案第２７号　白浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議　　長

日程第３０　議案第２７号　白浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

７番　　水上君

○７　　番

任期の改定ですね。制度の改定とちょっとずれるのかなと思うんですが、この辺はどういう解釈なんでしょうか。

○議　　長

番　外　　民生課長　三栖君

○番　　外（民生課長）

人数の改定は介護保険法の施行令の６条の１項で最後の認定審査委員の委員の人数が以前は２名と規定されてございました。そして、当町の条例には人数は上げていないんですけども、２名、この施行令で２名と規定されていたので、もううちの条例は規定せずに２名で運用していました。それが今回の介護保険法の施行令の一部改正で委員の任期が２年を超え、３年以下の任期で市町村が条例で規定することができるとなったために、本条において、当該の任期を３年というふうに定めるものでございます。

○議　　長

７番　　水上君

○７　　番

介護制度の改定年度とずれていくんではないかというのをお尋ねしているんですが、介護制度の改正年度とずれていくんではないかとお尋ねしているんですけども。

○議　　長

番　外　　民生課長　三栖君

○番　　外（民生課長）

介護保険制度の改定というのは、今回施行令で任期の改定というか、任期が２年から３年というのを決められたので、それを受けて、町のほうの条例でも任期のほうを３年という形に改定ということで、今回の次の改正から変えていくということで。

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第２７号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号は原案のとおり可決されました。

（３１）日程第３１　議案第２８号　白浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び白浜町指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議　　長

日程第３１　議案第２８号　白浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び白浜町指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

８番　　楠本君

○８　　番

２８号は参考資料の８１ページまであるんですね。参考資料の８２ページ、赤の８２ページをお伺いいたします。

今まで小規模については県の認可があったんですが、今度、市町村に変わるということな

んですが、やはり１８名以下の小規模の事業者は大変経営が厳しいというようなお話も聞くんですよ。この点については、この介護保険審査会、さらにこの長たらしいタイトルの中で、どのような押さえ方をされているのか。さらには、小規模の方がかなり多いと思うんですね、白浜町においても。その方々の意見というんですか、そういうことはお聞きになられていますか。

○議　　長

番　外　　民生課長　三栖君

○番　　外（民生課長）

この小規模の通所型の介護事業所が今回、定員が１８名以下の部分については、地域密着型の介護通所にこの４月から変わるということとなってございます。この事業者の説明につきましても、介護の事業所の連絡協議会みたいなものをつくっていまして、そこで説明をさせていただき、いろいろと議論をさせていただいているところです。これにつきましても、今回、このような改正もあったということで、この協議の場ももうちょっとふやすしかいいん違うかなという意見もその場で出されています。やっぱり、これを利用者の皆さんが不便を受けないような形で事業所も運営していくということが基本にもなりますので、そのようにしていきたいと考えてございます。

○議　　長

７番　　水上君

○７　　番

参考資料の８１のところをめくってもらって、３ですね。人件費の３です。指定夜間対応型訪問介護事業所という事業のサービスを受けられるのは要介護者を対象にしたものだと聞いておりますが、その中で、経過的な要介護者は利用できないと聞いたんですよ。その経過的な要介護者というのは、どういう位置づけになるんでしょう。要介護者が対象にされたサービスだと聞いています。その中で、経過的要介護者は利用ができないですよという、その経過的要介護者というのはどういう位置づけの人ですか。ちょっとわかりにくいんですけど。

○議　　長

番　外　　民生課長　三栖君

○番　　外（民生課長）

経過的要介護者ですか。

○議　　長

再度。

７番　　水上君

○７　　番

介護保険制度の中のこの説明の中にはそういう文言があるんですね。そこを確認しておきたいと思います。後でまた資料などいただいてもよろしいかと思います。

それから、今、お尋ねしましたけれども、オペレーションセンターの設置はこの利用者の３００人あれば１カ所設置しなければならないという、それは白浜町の場合、どうなんですか。

○議　　長

番　外　　民生課長　三栖君

○番　　外（民生課長）
　手続をしなくても現在、通所されているところについては、引き続き、通所する場合には手続は省略されるということはございます。
○議　　長
　　７番　　水上君
○７　　番
　いや、そうじゃなくて、その白浜町として、そういうオペレーションセンターの設置については、対象がどのぐらい見込みがあってですよ、設置３００人につき１カ所は設置しなければならないというんでしたら、実態はどうなんですかということをお尋ねしている。
　すみません。そしたら、後ほどまた資料などいただいて説明いただけたらと思います。
○議　　長
　質疑を閉じることにご異議ありませんか。
　　（異議なしの声あり）
○議　　長
　質疑を終結します。討論を行います。
　　（なしの声あり）
○議　　長
　討論を終結します。採決します。お諮りします。
　議案第２８号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
　　（異議なしの声あり）
○議　　長
　異議なしと認めます。
　したがって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

（３２）日程第３２　議案第２９号　白浜町情報公開条例等の一部を改正する条例について

○議　　長
　日程第３２　議案第２９号　白浜町情報公開条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。
　本案に対する質疑を行います。
　　（なしの声あり）
○議　　長
　質疑を閉じることにご異議ありませんか。
　　（異議なしの声あり）
○議　　長
　質疑を終結します。討論を行います。
　　（なしの声あり）
○議　　長
　討論を終結します。採決します。お諮りします。
　議案第２９号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

（３３）日程第３３　議案第３０号　白浜町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○議　　長

日程第３３　議案第３０号　白浜町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第３０号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

（３４）日程第３４　議案第３１号　白浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議　　長

日程第３４　議案第３１号　白浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第３１号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

（３５）日程第３５　議案第３２号　白浜町職員の給与等に関する条例及び白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議　　長

日程第３５　議案第３２号　白浜町職員の給与等に関する条例及び白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第３２号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

（３６）日程第３６　議案第３３号　白浜町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

○議　　長

日程第３６　議案第３３号　白浜町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長
　質疑を閉じることにご異議ありませんか。
　　（異議なしの声あり）
○議　　長
　質疑を終結します。討論を行います。
　　（なしの声あり）
○議　　長
　討論を終結します。採決します。お諮りします。
　議案第３３号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
　　（異議なしの声あり）
○議　　長
　異議なしと認めます。
　したがって、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

（３７）日程第３７　議案第３４号　白浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議　　長
　日程第３７　議案第３４号　白浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
　本案に対する質疑を行います。
　　（なしの声あり）
○議　　長
　質疑を閉じることにご異議ありませんか。
　　（異議なしの声あり）
○議　　長
　質疑を終結します。討論を行います。
　　１０番　　廣畑君（登壇）
○１０　　番
　議案第３４号　白浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、反対をいたします。
　いわゆるマイナンバー法については、事故も多く、個人情報の流出につながるものであります。税情報など結びつけることについては反対であります。
　以上です。
○議　　長
　討論を終結します。

異議がありますので起立によって採決します。
議案第３４号について原案に賛成の方は起立願います。
（起立多数）
○議　　長
起立多数であります。
したがって、議案第３４号は原案のとおり可決されました。

（３８）日程第３８　議案第３５号　白浜町職員の退職管理に関する条例の制定について

○議　　長
日程第３８　議案第３５号　白浜町職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議　　長
質疑を終結します。討論を行います。
（なしの声あり）
○議　　長
討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第３５号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議　　長
異議なしと認めます。
したがって、議案第３５号は原案のとおり可決されました。

（３９）日程第３９　議案第３６号　白浜町税条例の一部を改正する条例について

○議　　長
日程第３９　議案第３６号　白浜町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。
（なしの声あり）
○議　　長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議　　長
質疑を終結します。討論を行います。
（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第３６号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号は原案のとおり可決されました。

（４０）日程第４０　議案第３７号　白浜町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について

○議　　長

日程第４０　議案第３７号　白浜町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

７番　　水上君

○７　　番

この地域が指定されているということなんですが、ちょっとどの位置を指すのかというような参考資料が欲しかったなと思うんですけれども、今回はそれは出ておりませんので、議長に後日その資料の提出を求めたいんですが、いかがでしょうか。地域がわかりません。すみません、お願いします。

○議　　長

番外　　税務課長　髙田君

○番　　外（税務課長）

申しわけございません。また準備させてもらいます。拡充型ということで、今ある施設を大きくした場合、特例がおかれるという部分については、用途地域の中で商業地域とか近隣商業地域、準工業地域、第１種工業地域、第２種住居地域ということで、用途地域の中で区分がございます。

それから、もう１つは東京２３区から移転してくる場合という場合もございまして、この地域についてはその用途地域プラス第１種中高層住居専用地域という地域がございまして、この地域を県の計画の中に入れて、国の総理大臣の許可を求めるということで、その計画自体はもう許可を受けている部類になります。ただ、ちょっと地域を全地域ではないので、また資料を改めて提出させていただきます。

○議　　長

ただいま、水上君の質問の中で、また答弁、髙田課長からありましたが、書面の提出を願って、より一層わかりやすいということでございますので、また後日でも結構でございますので、また各議員さんにお示しを願いたいと思います。

ほかにございますか。

１１番　　古久保君

○１１　　番

ちょっと、これ関係ないかもわからんですけど、この固定資産税の決め方、大きな建物なんかの場合、改造したり、それから少し増築したりというふうな形で資産が上がる、そういうときのその算定はきちっと調査できておられるのか。これは関係ないのか。関連で。ちょっと許して。

○議　　長

一部改正でございますので、わかれば説明してくださいよ。

１１番　　古久保君

○１１　　番

後でもいいけど。

○議　　長

いいですか。

ほかにございますか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第３７号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号は原案のとおり可決されました。

（４１）日程第４１　議案第３８号　白浜町子ども医療費の支給に関する条例及び白浜町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議　　長

日程第４１　議案第３８号　白浜町子ども医療費の支給に関する条例及び白浜町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。反対討論ですか。

１０番　　廣畑君（登壇）

○１０　　番

議案第３８号、白浜町子ども医療費の支給に関する条例及び白浜町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対をいたします。

反対理由につきましては、先ほどの理由と同じで、やはりマイナンバー法に基づいて、こうした事故が起こったら、個人情報の流出などの事故が起こったら大変なものになります。

そういうふうなことで反対をいたします。

○議　　長

賛成討論ございますか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。

異議がありますので、起立によって採決します。

議案第３８号について原案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議　　長

起立多数であります。

したがって、議案第３８号は原案のとおり可決されました。

（４２）日程第４２　議案第３９号　白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議　　長

日程第４２　議案第３９号　白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第３９号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号は原案のとおり可決されました。

（４３）日程第４３　議案第４０号　白浜町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議　　長

日程第４３　議案第４０号　白浜町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第４０号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

（休憩　１２　時　１０　分　　再開　１３　時　４８　分）

○議　　長

再開します。

（４４）日程第４４　議案第４１号　平成２７年度白浜町一般会計補正予算（第４号）議定について

○議　　長

日程第４４　議案第４１号　平成２７年度白浜町一般会計補正予算（第４号）議定についてを議題とします。

本案については、１１番、古久保君ほか１名から、また８番、楠本君ほか３名から修正の動議が提出されております。これらを本案とあわせて議題としたいと思います。

資料を配付してください。

（資料配付）

○議　　長

まず、原案に対する質疑を行います。

１番　　溝口君

○１　　番

それでは、１点、私のほうから質問いたします。

補正予算書２３ページをお願いいたします。２３ページの６の農林水産業費のこちらの漁業振興整備負担金が計上されております。そのことと関連しまして、少し午前中も町の見解を聞きましたけども、同僚議員が政治団体の代表を務められております。そこで、住民向けにそういった報告書が配付というような形になっておりますけども、その中のことで、もしこれに書かれているところが本当でありましたら、補正予算案をこれは議論するわけにはいかないと、そのような内容も含まれておりますので、町の見解を少し聞きます。

少し読み上げさせていただきます。この中で、これ、湯崎漁港のフィッシャーマンのことでありますけども、指定管理者は指定管理料を得ており、施設使用料やそれによる運用益も納付金を除き収益となるので、什器、備品などのその中で行うべきであり、それを買い取ることなどは公金の不正支出に当たるとの和歌山県総務課の見解もあると。これが本当に見解どおりであるんならば、公金の不正支出に当たると、そういうような見解がそのとおりであるのであれば、当然、この予算案を検討するわけには私はいかないと、そういうふうに解釈するんですけども、このことについての町の見解、もしこれが公金に当たる不正支出に当たるとなれば、今回のこの議案の中でのこれの補正予算を当然、この議会のこの場で議論するわけにはいかないと、そのように私は思うんですけども、その点の見解はどうなんですか。

○議　　長

番外　　農林水産長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

ご指摘の部分でございます。まず、和歌山県総務課の見解でございますが、和歌山県に総務課という、まず組織がございませんので、これがどちらの部分であるかというふうなことの中で、以前に私も指定管理、先ほど、けさほどから公共的団体に当たる等々の確認をさせていただいたのは市町村課ですので、そちらの担当の方に心当たりがないかというふうなことを確認させていただきました。この古久保議員さんのこのチラシのというのがその方の部分を書いておられるのかどうかということはちょっと確認は私もできないわけなんですが、その方も実際にこのようなやりとりをしたというところでございますので、その方の見解といたしましては、指定管理者が使用している物品を行政が買い取るというのはまず例が余りないですよと、そして、普通でしたら、当然、指定管理料というのを支払ってございますので、その中で支払うのが普通のルールではないんですかというふうなことで、ルールとしてはどうなんですかというふうなことは指摘を申し上げたというふうなことでございます。

そして、これが備品購入費でやるんであっても、本来は、やはりそういったことの指定管理料をもう少しその分を上げてというのが本来のルールであるというようなことでございます。

ただ、今回は漁業振興施設の運営という事業にあたり、町が安定して継続できるという町としての利益を受けることに対して、その事業に要する経費の一部の金額を支出するというのが趣旨の、そのような趣旨の負担金でございます。今回、その対象としては物品を譲与して、町のほうへくださいよというふうなことも申し上げていますから、それを物品購入の費用というふうな押さえ方をされているというふうな趣旨の質問を県のほうにはされたのかなと思いますが、うちはこれらの資産自体を買い取ることが目的で物品購入をするものではご

ざいません。あくまでその事業を運営するための負担金というふうなことで支出してございますので、これの部分については、県のほうのこういった不正支出というふうな見解とは異なってまいる、したがって問題がないという認識でございます。

以上です。

○議　　長

１番　　溝口君

○１　　番

それでは再度確認をいたしますけども、このこと、確認と言いましたら、多分、きょうの午前中だったかとは思うんですけども、そうしましたら、和歌山県の、これも私も多分市町村課だと思うわけでありますけども、詳しい内容は別にして、県の今としたら、公金の不正支出には当たらないと、そのように、県当局もそういった見解というのか、そういうふうな考え方ですね、市町村課としての考え方であるのかどうか、もう一度その点だけ明確にちょっとすみませんが、答弁願えますか。

○議　　長

番外　　農林水産長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

県のほうのその市町村課の担当の方のお答えとしては、不正支出に白浜町の部分が当たるということは申し上げてないということの確認でございます。私どもはこういったそれを町のほうに収益にするかしないかといいますか、すみません、町のほうがどのような取り扱いするというのはこれは自治体自治体のケースでございますので、ただ、私が申し上げたものを実際、この答弁内容、こんな格好で考えているというふうなことも説明をする中ではそれがすなわち公金の不正支出にあたるというふうな見解はいただかなかったところでございます。

以上です。

○議　　長

質疑ございますか。

１２番　　南君

○１２　　番

２６年の６月の質問で町当局の答弁です。和歌山南漁協が直営で行って、この施設はですね、それで管理料も町より漁協に直接支払っている、喫茶もダイビングも直営でダイビングの売り上げについては和歌山南漁協に収益として入っている。決算報告、収支報告は漁協提出の分、全て漁協なんです。

そこで、ちょっとお聞きしますけども、補正のこの町の提出の分の対象物についてなんですけども、指定管理者が負担している初期投資費用のうち、備品、設備一部として２，６１２万、これはこの設備とかというのは漁協の台帳に載っているものと、そういうふうに受け取ってよろしいんですね。

○議　　長

番外　　農林水産長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

漁協自体の台帳に載っているということでは、そういうことではないと思います。私ども

はここはこれまでも何度も議員様方とこのお話をしながら、見解の相違的なところでなかなか平行線の部分もございますが、私どもは指定管理の相手先である和歌山南漁業協同組合というのは、これは漁協のその組織全体のことを指してございます。ですから、そこの組合員、それから、準組合員、今回は準組合員であたる株式会社フィッシャーマンという会社が運営をしているわけなんですけど、そこがお持ちであろうと、漁協本体自体の部分がお持ちであろうと、そこはどちらであろうと私どもは一切かかわりのないところ、相手方が持っておればそれでいいというふうに思ってございます。

ちなみに私どもの把握では、これは運営をしている会社のほうで費用負担をし、運営団体のものということで認識をしてございます。

まだ、ただ、実際にこの負担金の支払いにおける約束を果たしていただけるんであれば、これが当然、うちはその部分を譲与してくださいというのは、これ、条件でございますから、その譲与してください、条件を守られない、例えば、これは漁協のものでないから、相手方の会社は、これは渡したくないんやというふうになったら、それは当然、このお約束が違いますから、この二千六百何がしという金額をお渡しするということはできませんが、これをお渡しして、それをお約束どおりいただけるんであれば、それはもうどちらであろうと私は問題ないというふうに町としては考えてございます。

○議　　長

１２番　　南君

○１２　　番

一番肝心なとこなんですよ。我々は株式会社フィッシャーマンとは関係ございません、町のほうは。買うのであれば、買うんじゃなしに運営の負担するのであれば、漁協であって、漁協と株式会社との関係は町は関係ないんです。あくまでも町は負担するなり、経費の負担するのは漁協に対してなんで、株式会社に対しての負担というのはおかしいんで、再度お聞きいたします。

○議　　長

番外　　農林水産長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

ここは何度議論をしても結局平行線になってしまうんではないでしょうか。私どもの押さえと議員さんの押さえはそれ完全に違いますので、私どもは和歌山南漁業協同組合という組織の中での当然、担当させていただいているのは株式会社フィッシャーマンがその担当させていただいてございますので、そこに、実際はでも、その同じ組織ということになります。そこも含んでの和歌山南漁業協同組合ですから、私どもとしては和歌山南漁業協同組合に渡しているという解釈になりますから、それで問題ないというふうに思ってございます。

○議　　長

１２番　　南君

○１２　　番

そしたら、納付金、月１０万円なんですけども、例えば、指定管理者は負担金の受領に伴い、これ、漁協ですね、伴い、本年４月以降、月１０万円の納付金を町へ納付するとあるんですけども、そしたら３月３１日までに負担金の受領に伴いといったら、これ、漁協が受領するんですね。そうして、４月１日からは株式会社が負担すると、１０万円をお支払いする

と。どうもこの関係がわかりにくいんですけども、それでよろしいんですね。

○議　　長

番外　　農林水産長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

はい、それで結構かと思います。私どもは皆様方は株式会社フィッシャーマンに今回、指定管理者の相手先がかわるということを新規に捉えるか、それを更新に捉えるかというところは若干違うとは思いますが、私どもはもともと同じ組織の中の運営体でございますので、そういったことで、これで、私どもの説明どおり、相手方がやってくれないということになりましたら、それは問題ありますけど、相手方はこれを真摯に受けとめて、漁協としての対応を、それからそれを引き継ぐ株式会社フィッシャーマンとしての対応をしていただけるわけですから、それについては何ら問題ないと。ただ、やはりそれがなされないということになりましたら、それはそれで問題があるというような押さえでございます。

○議　　長

１１番　　古久保君

○１１　　番

関連ですけども、当初、全員協議会では、全員協議会の資料、費用負担の対象として、指定管理者が負担している初期投資費用のうち、設備、備品の一部の負担金として、２，８４０万９，０００円を支払うと。初期投資費用のこの備品について、お支払いするという案が出ている。その後、このお金を払って、町が無料で譲与を受ける、この品物、多額の２，８００万円相当の品物を譲与を受ける。この行政の姿勢というのは、これは町民に対して理解いただけるかな。その辺のところをお聞きしたいのと、それからこの全員協議会ではそういう資料が出てきながら、この今の議会の資料としては、それを減額調整して、この２１８万８，３２６円、これ調整減額して、この数字が、この調整した数字が何を根拠にされたのか、その辺のところが全然理解できない。

それから、町負担対象の明細のうち、諸費用一覧表、この什器の一覧表がここの議題の資料についていないんですね。全員協議会の資料としては什器の、お皿やとか箸の１本までの資料がついています。この本議会にはその資料がついていない。それをあわせて、２，８００万円のやつが結局、本議会では２，６１２万３，０００円と、それから調整減額は２１８万８，０００円というものが出ています。ここの上に３８番として、諸費用として、什器類と、これが７６４万１，０００円と。で、トータルすれば、２，８００万円ほどになるんですけども、それを調整減額している。そもそも根本的に初期投資費用、これが当初２５年度の漁協との協定の資料、これ、午前中にもこの資料を見せました。平成２５年６月１３日の協議会の資料です。その中に漁協との契約の中にいろんな書類が入っています。書類をそろえています。これが３年間続いたんです。まだ期限あるんです。３月３１日までまだ期限あるんです。まだ漁協さんなんです。その中の資料にですよ、リスク負担というところ、４９ページにあるんですけど、資金の調達、運営上必要な初期投資、資金の確保、これは全て指定管理者持ちですよという、この資料があるんです。今、出てきている議題について、初期投資、この備品、これをなんで町がこれだけの金額を出して、買い取らないけないのか。それを買い取った後、条件として、納付金１２０万払いますよ。２，６００万円くれたら、納付金２万円ふやして、月１０万にして、年間１２０万払いますよ。こういう資料になってい

るんですね。その辺のところは理解に苦しむところなんですけども、具体的にきちっと説明してください。

○議　　長

番外　　農林水産長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

まず、お金を払って譲与を受ける、これを理解いただけるのかという、まずこれが１点目ですね。それで、お金を払って譲与を受けて、私どもはこれ、先ほどもちょっと申し上げましたが、譲与を受けること自体は本来の目的ではございませんから、そこの部分が古久保議員のご質問の部分とちょっとずれはあるとは思いますが、私どもはこの負担金を払ってというふうなことの理解をいただけるのか。これは、やはり私ども行政として、この施設を運用していく中で必要な措置と思ってございますから、それに対して、理解をいただけるよう、説明をしてまいるしかないのかとは思ってございます。

それから、減額の調整の部分でございます。これがなぜ調整費というふうな格好でやらせていただいていたかというのは、まず、什器類の細かな部分については、確かに全員協議会の中で資料をご提示させていただいて、説明をさせていただきました。私はそれでこの什器類というのがどのようなものであるかというのは、各議員さん方にご理解をいただいたというふうなことで理解しましたので、この補正予算の対象物の中の明細にはそういったところはつけてなかったということでございます。

それでまず、この減額調整というふうな中身でございますが、これはそのときの全員協議会、２６日の全員協議会だと思いますが、そのときに出させていただいた諸費用部分、こういったものから全て含めての中で、実はこのリース資産というところの項目は１７から３１番、これはちょうど１３０の２のところの町負担についての説明の裏書きのところでございますが、ここに一覧示してございます。この１７番から３７番、これがそれぞれ、例えば、一番上の１７、１８、これは７７万４，９００円ということで、このコピー機とパソコンとひとくくりにして、リース契約をしてございます。

そういったことで、いろいろこのリース契約をしていく中、それとか、あと諸費用の什器類、３８番にあるわけですけど、こういったところの項目項目の中にいろんなものがありまして、ひとくくりで何とかセットというふうな、例えば調理器具セット、そういったものの品目の中でよくよく見ますと、ちょっと消耗品的なもの、こういったものも見受けられましたので、ただ、今度はその項目自体をどの項目ということで一つ一つ項目を上げるというのが非常に多岐にわたりますので、調整減額というふうなことで、それが２１８８のうち約１５０万程度ございます。残りの部分につきましては、この対象物品をいただくことで、今度納付金の額を８万円から１０万円に引き上げるんだったら、その分をこれまでの３３カ月分、これまでの３３カ月分というより、これまでの当初からの部分、反映させたらいいん違うかというふうなご意見もいただきましたので、それはそれでちょうど３３カ月ですので、２万円からの３３カ月は６６万円、これを調整減額としてそこに入れさせていただきました。合わせての２１８万８，３２６円ということで、この全体の中から差し引きしまして、２，６１２万３，０００円というふうな数字を出させていただいたところでございます。

それから、３年間続いた資料、リスク分担、初期投資、これを協定の中にうたわれていないからということでございますが、これ、私どもこの負担金をするにあたって、十分な説明

をさせていただいてございます。それで、それを十分と捉えるか十分と捉えないかという見解の違いがございますが、私どもの見解としましては、現在の部分は指定管理の協定は協定であって、ここまで来て、それで、その初期の部分に対する、そこの一旦は当然、相手方が出していただいているんですから、協定のものはそういったもので成立はしているのかなと思ってございます。ただ、現時点で運営が、やはりちょっと難しいというふうなことも出てまいってございますので、少しでも経営の改善を図るために現時点で負担金を行えるものでございます。それで、私どもは今回の負担金のやつにあてて、契約を指定管理者側と結んで当然、取り扱いをして、それに基づいて支出をしてまいるわけなんですが、例えば議員さんのご質問の趣旨から伺いますと、そしたら当初のその協定内容を変更させていただいたら、相手方と変更させていただいたら、その分はご納得いただけるというふうに私は解釈したんですが、そのような理解をさせていただきたいと思います。

○議　　長

１１番　　古久保君

○１１　　番

そんな開き直った、今、これまだ現在３月３１日までこの協定書、この資料が生きているんよ。その中に資金の調達やとか、初期投資、これを自分とこでやりますよという形で３年間の間にこれだけの設備投資しているんですよ。これは商売人として当たり前の話や、これ。何にも役場に責任ある話でも何でもない。その辺のところが我々は理解できないというところと、それから今の答弁を言葉尻捕まえるわけじゃないけども、経営が苦しいから、一部負担する、これは大きな言葉やで。この業者は２５年度、２６年度、午前中にも言いました。かなりの赤字を抱えているんですよ。そういう業者に対して、あんた今、こういう答弁をするということは、どう解釈します。私また言葉尻拾われたらいかんから、喉まで出かけているけど、言えませんけど。あなたのこの答弁でどういうふうにこの金額を解釈するかや。町民はどういうふうに判断するかや。私すら判断できない、これは。この株式会社に対して、これだけのお金を、経営が厳しいから、苦しいから一部負担金として。ちょっとこんなこと言ったら悪いけども、それだけの赤字を抱えている会社に対して、２，６１２万３，０００円、調整して。当初は２，８００万と言った。その前は電気代ただにしよう、１，２００万ただにしましょう。それを順番に、２月の１カ月の間にこれかこれかこれかという形で二転三転しながら、初めてここの今、初期投資と、一部負担という項目が出てきたんですよ。これはなんぼいいわけしても、我々は理解できないです。こんなお金の出し方、これ、我々町民の公金なんですよ。公の金なんです。こんなお金の使い方をされると、我々、世の中で必死になって生活しているんですよ。あなたはこれ、自分の家庭やったら、よう負担しますか。こんなこと、問いかけたら悪いけど。私はできないと思うよ。ようしませんわ、こんな話。その辺、答弁してください。町長も一遍答弁してください、そこ。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

今、ご指摘いただいた点につきましてですけれども、本来、この施設が２年半少し前に、２５年７月にオープンしたときに、本来、いろんな３月が５月になって、５月が７月になったというふうな、非常にオープン当初の混乱の中で、本来、町が負担すべき初期投資の部分

ですね、これは、やはり本来、町が当然、私どもが負担すべきではなかったかというふうに考えております。で、これは先ほどから申し上げている初期投資の部分の備品等の部分でございますので、それもきょう初めて出てきたわけじゃなくて、当然、前の段階から皆様方には、議員の皆様には全員協議会等で説明申し上げてきたところでございます。中身につきましては、もちろん精査をする中で、若干変わってきた部分がございますけれども、そこはきちっと精査した上での我々の提言といいますか、提案になってございます。

それから、やはりいろいろなことがございましたけれども、当初から、やはり２５年度、２６年度、２７年度にかけて、かなり指定管理料等が変遷したことがございました。やはり、これも皆さんご存じのように、２５年度、２６年度とかなり変わってまいりまして、その中で、この経営的な部分で少し圧迫したというのも現実でございます。町の中で、これももちろん私どもも反省しておりますし、その原因としましては、やはり事業の開始当初の指定管理者に対しましての過剰な負荷といいますか、負担となったのがこの設備投資の部分でございます。それに加えて、もちろん経営状況等、十分に把握できていない中で、町の負担を指定管理者にお願いしてしまったということもございますので、当然、経営を圧迫していったというのも、事実でございます。その中で、指定管理者側のほうもいろんな経常経費の見直しですとか、従業員やとか、給与の見直し、事務の効率化、こういったものの経営努力もしていただいております。しかしながら、依然として厳しい経営状況にあることは事実ですけれども、指定管理者の責任と同時に我々町としての責任も感じておりますので、ここはもう一度、前にも皆さんにお示ししましたように、施設の運営状況調査、これをコンサルにお願いして、相当のそれなりのバックアップが必要というふうな、支援が必要であるというふうな結果はもう皆様方にもご理解いただいていると思うんです。ですから、その部分を、やはり考えていくにあたって、我々としましては、本来、町が負担すべきであった初期投資の部分については、やはり協議の上で、やはりきちっとこの付帯決議にも出ておりますように、本来は町が負担すべきもの、指定管理者が負担すべきものということで、分けて、きちっと出していかなければいけなかったものだというふうに思っております。それがこの２年半たって、非常に遅くなっておりますけれども、やはり投資の部分をもう一度精査した上で、これぐらいの金額が必要だというふうな判断に至ったわけでございます。

これにつきましては、町民の皆様にしっかり説明責任を果たしていけば、ご理解いただけるものと確信をしております。

○議　　長

１１番　　古久保君

○１１　　番

今、町長も答弁いただきましたけども、本来、白浜町が初期投資しなければならないところで、今の指定管理者、和歌山南漁協に対して、迷惑をかけたということを踏まえれば、今度のこの補正予算２，６１２万３，０００円、これ、もし通ったとしたら、３年間でもうやめさせてくれと言われてる漁協に対して、２，６１２万３，０００円、お支払いするのか。それとも、これから指定管理者として選ばれ、推薦された株式会社フィッシャーマンに対してお支払いするのか。そうとなれば、この備品は先ほど南議員からも聞いておりますけども、備品台帳、この備品台帳がどこにあるのか。それすらも具体的に答弁、この間から全協でも具体的に答弁できてない、これ。それに基づいてこの金額も出してないね。品物の品名は出

てるけども。そういう具体的な資料も出さずにこの数字がここに予算として載ってる。これを我々はうのみにして、承認するわけにいかないんですよ。そういうことでちょっと一遍その辺の所在を。

○議　　長

関連で。

２番　　三倉君

○２　　番

今の古久保議員と、それから南議員との質問の中で、当局のほうからも見解の相違のある中ででも、株式会社フィッシャーマンと漁協とは同一的なものというような格好の答弁でもあったと思うんですね。その同一的なというのがどの辺までが同一かということなって、見解の相違があるんですけども、株式会社フィッシャーマンはある程度株式会社フィッシャーマンという法人化もきちっとしたものもあるわけでして、また南漁業協同組合も協同組合という中の法人化したものがあるのがなぜ１つかなということが私は疑問なんですね。それを見解の相違と言われることが大変私としたら腑に落ちないというのかな、ちょっと理解しがたいところでもあるわけですけど。

それで、いま一つは古久保議員の質問の中で、当初に投資せんとあかんのができなかって、今やということですけども、そうした場合に南漁業協同組合の方は大変申しわけないんですけども、閉める、事業をしないところにその金を持っていくのというのはいかがなものかなと私は思ったりするんですね。３月３１日までがきょう午前中の会議で株式会社フィッシャーマンにこの後していただくということになって、それはそれで結構なことなんですけども、今の段階、３月３１日までは、２７年度会計からすれば、２７年度会計の補正というのはあくまでも南漁業協同組合にいくという格好に、負担するという格好になるもんではないんでしょうか。その辺がいまいち解せんわけです。

それと、先ほど古久保議員のおっしゃってた話なんですけど、南議員も同じなんですけども、備品台帳云々ということは提出されていない問題もありますし、だから、どこへどういう形でその金についての負担をするのか不明なんですけど、私はそれ以前に、結局、今現段階では南漁業協同組合さんに負担金を出すという形にしかならないのではないのかと思うわけです、今の年度からすればね。そういった中で、なぜ、もう繰り返しになりますけど、この３月３１日で終わる南漁業協同組合さんのほうにするのかというのが一番解せんところであります。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

備品のどこの台帳にというふうなことにつきましては、先般はご質問の趣旨が和歌山南漁業協同組合の備品台帳は見たかというふうな趣旨でございますので、私はあのような答弁をさせていただいたところでございます。

今回は、先ほどの説明の中でこれは株式会社フィッシャーマンの所有であるというのを先ほど私は申し上げました。

それと、三倉議員さんのご質問いただいたところになってくると思うんですが、私どもはこれ、今回も、やはり負担金をお渡しする相手方は当然和歌山南漁業協同組合、ここの意思

なしではこれはお渡しすることは当然できないなと思ってございます。ただ、和歌山南漁業協同組合といたしましても、今回は同じ組織の中の実際の担当している会社にというふうなことの中で、今まで、これ３年間やってきて、その組織の中のその会社が非常に体力的な部分でこの事業の影響を受けているということでございますので、この私どもがお渡しするお金をどちらの部分にされるかというふうなことは和歌山南漁業協同組合のご判断になるかと思います。ただ、漁協さんは漁協さんの中で、いろんなその事業に対するリスク、負担、そういったものがございますから、その金額はどちらのほうに使われるのか、そこは漁協さんサイドなんで、そこは指定管理者の和歌山南漁業協同組合さんと相談をさせていただきますし、この備品をいただけるかいただけないか、こういったものも含めて、和歌山南漁業協同組合さんと話をしていくということになってまいると思います。

○議　　長

　　１０番　　廣畑君

○１０　　番

この予算科目についてお聞きします。

負担金補助交付金で、負担金の項で支出をしていくということでありますけれども、この負担金で支出するということについて、ちょっと無理があるん違うかなと思うんですが、その辺はどうですか。

○議　　長

　　番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

これはこの前の一般質問の中でも若干触れさせていただいたところでございます。町長から確か答弁させていただいたと思うんですが、負担金自体の性格というのが大きく３つに分けるということで、そのうち１つの特定の事業について町が当該事業から特別な利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部、または一部の金額を支出するものというふうな趣旨で今回は負担金という解釈をしたというところでございます。

それで、議員さんのご質問の部分は物品購入の費目であるべきと違うかということかなと思うんですが、先ほどからも私も説明させていただきました、今回の趣旨というのは物品をいただきたい、買い取りたいということの趣旨でございませんし、それで、そういうことになりましたら、当然減価償却分はどうなるんだ、現在の価格よりも高い金額で買い取るのか、それは適切じゃないやろう。そういうこともございます。ただ、たまたま負担金を支出することに対して、このもの、うちとしても、このものを持っといたほうがいろんな点でプラスもありますし、当然、マイナスもあります。ただ、そういったこともありますが、これをいただくというふうなことでさせていただくんですが、これをいただくということが今回の負担金の趣旨ではなしに、あくまで経営に対する運営の補助という、補助的な負担ということになってまいりますので、それを、やはり負担金、それで、それじゃ、どういった利益ということになってくるかと思うんですけど、それはその利益の１つの中に備品をいただくというのも、それも１つの利益かもわかりませんが、それはもう微々たるようなもので、私どもはこの負担によりまして、この事業が安定して継続できていくというふうなことがこの負担金の支出の町の利益であるというふうに考えてございますので、やはりこれは備品購入という費目ではなしに、負担金という費目で取り扱うのが適切であろうということで考えている

次第でございます。

○議　　長

１０番　　廣畑君

○１０　　番

例えば、負担金の、普通、私ら組合議会とか、そういうところへ皆さん、私らも行っているんですけども、町の割合とか、そういう会則とか、そんなんで決められてあるというふうに思うんです。やはり、そうした根拠、例えば人口規模に応じて白浜町幾らですよ、田辺市は幾らですよという、そういう議会、公的なもの、団体というふうなことであるわけですけども、例えば定款であり、規約や会則、そうしたものにのっとって、負担金は支出していくん違うかなというふうに本来思うんですけれども、過去に白浜町でこうした点について負担金で支出をしてきたというような例はあるんでしょうか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

過去の例というあたりはちょっと私もデータ的に分析してございませんのですけど、これはもう一度しつこいようにはなりますが、この前の一般質問のときにお答えさせていただいたのは、これ、負担金というのは地方財務実務提要というのはご存じですかね。地方のそういった予算的な部分、そういったものを参考にさせていただく、そういった冊子があるわけなんですけど、こういった中の法令とか契約等によって、次の３つに分けられると、解釈できるという３つの部分があるんです。

それで、１つ目というのが今、私が申し上げた今回の該当する部分、それから２つ目、一定の事業等について財政政策上、またはその他の見地からその費用等に要する経費の負担割合が定められているとき、その負担区分により支出するもの。それから、任意で町が各種団体の構成員になっているとき、その団体の必要経費に充てるため、構成各団体に割り当てられた費用を支出するもの。多分、議員さんの今、ご指摘をいただいたのはこの３つ目のこういったことに該当するかなと思うんですが、こういったものの解釈の中での１つ目に該当させていただいて、今回負担をしてございますので、そういったことでご理解をお願いしたいと思います。

○議　　長

１０番　　廣畑君

○１０　　番

私は、やはり備品に充当していくというふうなんで、支出していくということのほうがいいん違うかなというふうにも思いますけれども、やはり先ほどの答弁にもありましたけれども、経営を安定化していくんだとか、それから赤字、だからそういうことであれば、赤字を補塡していくというふうなことになるん違うかなというふうに思うんですけれども、そういった点、もう一度答弁願えませんか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

赤字を補塡ということは、これもう今までも何回も皆様方と議論を重ねてきたと思うんで

す。この契約自体は私ども今までやってきているのは基本協定というのがあって、年度ごとにことしの指定管理料は幾らにしますよという、このことを定めている。それで、それを年度協定ということで２つ出てきています。それで、赤字損益等が発生した場合については、その補塡をしないというのはそれぞれのその年度協定の中にあるわけなんですね。そしたら、その年度協定だけで申し上げますと、例えば単年度、２７年度という話の解釈の中でありましたら、その１年間に出てきたマイナス部分、これに対しての補塡が赤字補塡であるという考え方が私どもの考え方でございます。

それで、この今回の部分というのはこれまで経常的に全て３年間通してきた中での当初の負担が経営的な重荷になってるという解釈でございますので、先般から確かに電気代をどうするべきであるか、その前には１つ思いましたのは指定管理料を金額的に上げていったらいいん違うかというふうなことも検討させていただきました。ただ、そういったことをしていく中で、議員の皆様等にも全員協議会の中でこういった提案を何回かさせていただく中で、どのようなことが議員の皆様、町民の皆様が一番納得されやすいかというふうなことのご意見も伺いながら、今回、初期の投資の部分に相当する金額を負担金ということで町が出すことによって、経営が安定できるんではないだろうかというふうな趣旨で出させていただいてございますので、そういった点でご理解をお願いしたいと思ってございます。

○議　　長

１４番　　丸本君

○１４　　番

廣畑議員にちょっと関係する質問になってくると思うんですけども、この負担金を負担金で予算措置されております、１９節で。本来なら、本来ならですよ、備品購入ということで、１８節で予算措置せなあかんもんを１９節で措置する、その理由としましては、私、一般質問もちょっとさせていただいた中で、２，６１２万３，０００円ですか、購入価格に近いこの数字ですね。これを支出する根拠として、備品購入１８節で予算計上したら、この金額が上げられんと減価償却が進んでいる中、買い値で予算措置できないから１９節でしたんではないかなと、このように私は推測しとるわけですよ。これ、苦肉の策やったと。私はそのとき、質問させてもうたんですけども、これは、今、年度協定おっしゃってましたわね。年度協定、フィッシャーマンズワーフ白浜の年度協定書の第３条の３項に、決算時に損益が生じた場合は甲は乙に補塡しないとある。明らかにこれは赤字補塡ではないと町長、何回もおっしゃってますけども、ここに私は引っかかるんではないんかなと、そのように思うわけです。

町長、赤字補塡に引っかからん、この協定書に抵触せんというんですよ。根拠がないでしょう。今、損益が赤じゃないんですか。赤が出たから、先ほど農林水産課長、あなたは経営に対する補助的な負担、こうおっしゃいましたわね。経営というのはここに赤が出てん。補助的な負担て。補助的な負担やったらですよ、備品購入として出すべき予算措置を１９節でやってもうてん。そこに大きな問題が出てくるんじゃないんですかて。減価償却は進んでるでしょう。もとの値段で経営コンサルタントさんが、町が負担すべきもの、診断書に書いてますわね。初期投資の負担は町が負担すべきものやったと、このような指摘されとりますわ。この方、中小企業診断士、この方は指摘されても、先ほど廣畑議員もおっしゃったようにですよ、この出す根拠がないんや。補助金負担で補助金やったら要綱、負担金やったらこれですよ。この何か規則とかありますか。出せる根拠というのはありますか。相手様とですよ、

こういうときには赤字が出た場合とか、経営が厳しい場合、あるいは経営コンサルタントの指摘があった場合は甲、乙双方負担についての協議をするとか、そういう条文ありますか。その辺を含めてどうですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

損益が出たときにそういったものを協議するとか、そういった個別の条文というのは当然ございませんね。ただ、やはりこの協議事項の中に協定書の定めがない場合は関係諸法令にのっとり協議の上で善処するとか、管理業務に関し、事情が変更したとき、特別の事由が生じたときは協定を改定するとか、それはそのときそのときの協議によって、いかにこの施設を運営するかというふうなことはあると思います。当然、基本協定書というのもありますから、これが皆様方町議会議員の方々にもこんな格好で指定管理をするというふうなことをご説明して、その後、指定管理者としての指定を受けて、その後、本協定を締結していくわけですから、その中身というのは町が勝手に変えるというのは、これはできませんわね。ただ、それをこのような格好で説明させていただき、負担をしていくということでありましたら、それはこの基本協定書に書いてあろうがなかろうが、それだけの根拠を持てばいいだけの話だと思います。

それとあと、何に基づいてというふうなことでございますが、これは負担金や補助金というのは地方自治法２３２の２です。普通地方公共団体はその公益上必要がある場合においては寄附、または補助をすることができる、の補助に該当しますわね、この負担金というのは。それで、その中で、先ほど私が申し上げた財務提要なる３つの例ということになってまいります。当然、この負担金をしていくことについては、相手方との協議ということにもなってまいりますが、それを出していくやつの確認ということで、例えば先ほどの協定書であり、それと契約書なり何なりが作成されますので、それに基づいて支給されますので、本文的にはそういうことになろうかと。

あと、赤字補塡の部分ですが、これは、やはり先ほどからも何度も私も解釈の違いやということも申し上げるわけなんですが、例えば先ほどの言うて、出てきてくるのは平成２７年度指定管理料という、まあ言うたら、今の３８４万というのは平成２７年度の管理運営に関する年度協定書の中なんですよ。その年度協定書の中で、平成２７年度の指定管理料、甲は本業務の対価として３８４万、年間を支払うものとすると。それで、決算時において、損益が生じた場合、甲は乙に補塡しないということですから、当然、ここに出てくる赤字を補塡しないという解釈は２７年度の指定管理料に対して、要は２７年度の運営に対しての補塡であって、当初の部分というのはここに該当しない。それで、するんであれば、当然、個別に契約なり何なりを結びますから、それ、包括的な契約、そういったものよりは個別の契約、これが優先されますので、当然、そちらのほうを優先させていただいて、それに基づいて支出をさせていただくということになりますので、根拠的なものがないとか、そういうふうなものには私は該当しないんではないだろうかと思ってございます。

○議　　長

１４番　　丸本君

○１４　　番

私が申し上げたいのは、１８節で予算措置をやらなくて、１９節でやった、このことについて言うとるんですわ。１８節で出したらですよ、約３年近くたってる物品に対して、備品購入１８節でやったら、中古品になると、もとの値段で買えんということで、コンサルさんの指摘に基づいてですよ、新品の値段で負担させていただく、それを町が無償譲与を受けると。１８節でやった理由は、私はそこにあると思うんです。この予算書、当初予算も含めてですよ、見ても、１８節で備品を購入してる、１９節の負担金で備品購入しているところ見当たらん。これは特異な形や、ここは、この補正は。これ特異な形やと。どうですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

ですから、先ほどから申し上げてるとおりに、備品を買うのが目的じゃないんよ。経営をあてるための負担金なんです。ですから、そしたら、議員さんのおっしゃるんであったら、その部分の負担金は私どもから出しますと、それで備品はもうそちらのもんですよということだったら、納得をいただけるということなんですか、１９節というのは。

○議　　長

１４番　　丸本君

○１４　　番

ここは白浜町議会においてですよ、私は逆質問を許されとるんかということを逆に質問したいですわ。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

大変申しわけないです。発言は取り消させていただきたいと思います。

○議　　長

２番　　三倉君

○２　　番

私、先ほどの質問の中で、大変失礼なとお断りしておきながら、言った中で、南漁業協同組合がこの３月をもって終わるんですと。終わるのになぜ補助金じゃなしに負担金を出すのかというような質問をさせてもらいましたけども、そんな話の中で、この問題がもし可決したら、やはり一応、お金は南漁業協同組合へ負担金として行くという格好になるんですね。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

和歌山南漁業協同組合さんとご相談をさせていただいて、漁協の口座のほうに行くのか、それか、その中でも組織のほうに行くのか、そこは漁協さんの私は指示に従いたいと思ってございます。

○議　　長

２番　　三倉君

○２　　番

そこで、１つ言うのは、契約してるのはあくまでも南漁業協同組合じゃないですか。だか

ら、南漁業協同組合に対して、一応、先ほど課長の答弁の中で、事業の埋め合わせの負担金だというようにおっしゃってたじゃないですか。実質、株式会社フィッシャーマンであっても、契約してるのはあくまでも南漁協になるんじゃないんですか。その相談するもせんもない話じゃないです。どうですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

先ほどからずっと申し上げております和歌山南漁業協同組合というものをどのような観点で押さえるかということの相違があると思うんですよ、議員様方と私どもでは。私どもは株式会社フィッシャーマン、そういったものも含めて、和歌山南漁業協同組合という解釈ですから、その中でご理解がいただけるところに支払うということだったら、そこはそれでいいんだなというふうには理解してるんですが、いずれにいたしましても、それは和歌山南漁業協同組合さんが、これが全然違うところだったら、これは振り込み先が全く違うところだったら、それは困りますけど、その組織内のどこかということだったら、それはよろしいんではないでしょうか。

○議　　長

２番　　三倉君

○２　　番

その考え方で当局と我々、我々というか、私だけかわかりませんけども、相違があるということになるんかもわかりませんけど。でも、契約してるのはあくまでも和歌山南漁業協同組合と町との契約にしてるんじゃないんですか。だから、そこへ負担金を出すのは、もしそう決まれば出すのが当たり前の格好になるんじゃないんですか。

それと、そういう話の中で、先ほど課長がおっしゃってたですけども、いずれにしろ、相手方との協議やということですけども、お金の流れとしたら、まだ決まってませんけども、決まるとしたら、そういうことも出てくるんじゃないかなと思うんですから、少し質問させていただいているような格好なんです。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

私ども観点で言うところ、和歌山南漁業協同組合のほうにお支払いするということになりますので、ご理解をお願いいたします。

○議　　長

２番　　三倉君

○２　　番

そしたら、その負担金がそうなったら、和歌山南漁業協同組合の歳入という格好の中でお金が入るという格好になりますね。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

そういうふうな解釈になるかどうかというのは、私が今、ここでコメントすることではな

いかなと思ってございます。

○議　　長

１１番　　古久保君

○１１　　番

それはもうその見解の相違、見解の相違で交わされてしまうと、議論にならないんですよ。我々はこの、やっぱり備品を幅広く箸の１本まで、皿の１枚まで買ってしまう。この備品というのは、初期投資は投資ですよ。ですけども、これは施設を６億もかけて、施設をこしらえたんです。これは我々の町の建物なんです。公共的な建物なんです。その中で商売をさせてもらう、その最初の契約が漁協さんなんです。その下でフィッシャーマンさんが利用者として働いとるわけでしょう。そこで、商売をするために、自主的に自主的な事業でうどん屋したいよ、和食したいよ、洋食したいよ、スパゲティーやりたいよ、魚売りたいよというのが自主的な事業なんです、ここでやるのは。その人らが中に入ってそろえた備品なんです、これ全て、ほとんどは。それを当局側が買おうとしている。買うんじゃない、これは一部負担という説明やけども、我々は買うんだとしか捉えられない。買ってあげるんだと。それを買ってあげて、２，６００万、もし可決されたら、そしたら譲与しますよ、この品物を役場にあげますよ、町民にあげますよ、そうなったときにこの箸やとか食器セットとか、什器類、こんなもん町がもらって、その後どうするのか。これ無用の長物になる。使ってこそ生きるんですよ、この品物は。これがもし、商売の形態が変わったとして、中へ入る人によって変わったとしたら、これをどういうふうに処理されるの。この辺のところは我々、もう本当に町民の感覚としたら、絶対理解できないんですよ。こんなお金の使い方が理解できないんですよ。買ってもらう人はそらいいですよ。２５年度赤字抱え、２６年度も赤字抱え、赤字がかなり重なってる、そんな人に補塡じゃないと言うあなた方の答弁がこっちに、心に響かないんですよ。むしろ補塡にしか見えないんです。赤字をようけ抱えてるさかい、こんなこと言うたら、また言われるけども、２，６００万出してあげましょう。備品要らんけどやな、買うてあげましょうというような形に見えるんです、私は。だから、そういうお金の使い方を大事な我々のお金の使い方をされたら困るんですよ。もういらいらするんやけどな、もう抑えてしゃべってるんやけども。その辺の感覚が、まああんたらと考え方の相違やと言うけども、そこでかわされるけども、かわされてしもたらしまいや、これ。そやけど、使われたら困る、この金を。その辺はどうですか。

○議　　長

番外　　町長　井澗君

○番　　外（町　　長）

まず、先ほどからお話いただいておる中で、町としての考え方は先ほどから課長が答弁しておりますけれども、もう一度整理をしますと、当然、この２５年度にいろいろな経過、経緯がありましたけれども、オープンをして、そしてまた、本来そこで協議すべきものが協議されてなくて、初期投資費用の部分が、やはり負担をかけてしまっていたということが現実問題としてございます。そこについては、やはり本来精査をした上で、きちっと判断した上で、やはりここは町が負担すべきもの、あるいはこれは指定管理者が用意すべきものというふうな区別といいますか、その具体的な協議の中で進めていくべきだったんですけれども、それがまずできてなかったと、これがまず第１点目でございます。それについては、やはり

どなたがこの施設を指定管理しようが、当然必要であったというふうに私は認識しておりますし、そういう考えのもとで、今になりましたけれども、やはり精査した中で、これとこれとについては、やはり資料も全てはもちろん皆様方には写真もつけて出しておりますけれども、その中で精査した中でこういうふうなリストが上がってきたわけでございます。それについては、ご理解いただきたいと思います。決して、隠してるわけではございません。

あとは、もう一度原点に戻ってみますと、やはりこの施設は当然、指定管理というのは町と指定管理者の協働のもと、町が負担すべきもの、そしてまた、指定管理者がどういうふうな負担をしなければならないかと、そういったことをきちっと精査した上で、そしてそれに基づいて事業を実施していくというのがこの本来の姿であって、民間活力を十分に発揮できるんだというふうに思っております。ここの施設については、もちろん町の施設であり、皆様方の町民の方々の税金を投入して、約１７億円の費用をかけてつくったわけでございます。ですから、その当初からいろいろなこと、議論もございましたけれども、やはりこの施設につきましては、何度も申し上げておりますように、漁業振興施設だけじゃなくて、もちろん観光の拠点、白浜の観光の拠点となっておる施設でございますし、雇用の面でも漁業者の雇用のつながっておるという部分は皆様もう既にご承知だと思います。その中で、この施設を何とかもう一度経営的にも町としてもしっかりとこの指定管理者さんにお願いをして、健全経営をしていく、そういう中でこの初期投資の部分については、やはり申しわけなかった部分もありますし、当然、町として、本来負担すべきものを負担していくべきであろうというふうな思いで今回提案させていただいているものでございます。

いろいろとこの和歌山南漁協さんからも株式会社フィッシャーマンについては、当然、この地先の漁業者が発起人となって設立していただいている団体でございますし、この湯崎の支所ということの扱いでございますので、設立団体としては、当然、この第三者では決してございませんというふうな見解もいただいております。協定書の中にも和歌山南漁協さんの中でこの株式会社フィッシャーマンということはもう第三者ではないというふうな位置づけをもうされておりますので、この辺は私どもも株式会社フィッシャーマン、何ら問題はないというふうに考えてございます。

以上のことから、やはり今までの経緯、長い歴史の中で、湯崎のこの漁港が整備され、そしてその本来町有地でもなかったあそこの土地を埋めていただいて、そしてこの駐車場にしていただいたり、あるいは当然、公有水面である海を埋め立てて、そして禁漁区で、漁ができなくなって、そして今、観光、白良浜から湯崎にかけては大きな負担といいますか、そういったものも強いられておるわけです。もちろんその中で漁業者の、今、ようやく就労の場につながってるということもぜひご理解いただいて、大きなこの歴史の中で、湯崎漁港が、あるいはその湯崎のこの施設が町の施設であって、経済波及効果ははかり知れないというところを、皆さんぜひご理解いただきたいと思います。これは湯崎のための施設だけではございません。町の施設であり、そしてまた、白浜町全体の施設であって、これからも経済効果が隅々まで波及していくというふうに押さえておりますので、どうぞ皆様、それはもうご存じやと思いますけれども、何とぞよろしくご理解くださいますようお願いいたします。

○議　　長

１１番　　古久保君

○１１　　番

今、町長の答弁をいただきました。その思いはもう私も何度も言ってるように、町長と同じ思いで、あそこが寂れてもらったら困るんですよ。だから、ですけども、赤字を補塡して商売してもらったら困るんですよ。ということで、それはまあいいとしまして、具体的にちょっとお聞きしたいのは、最初、資料として電気代１，２００万ただ、納付金ただにしましょう、温泉代ただにしましょうという資料が出てきましたね。これで侃侃諤諤と今、議会でいろいろとやられて、減価償却してないやないか、リースの機械も入ってるんやないか、そんなもん何で買い取るんやという意見も確か出たと思います。

そんな中で、侃侃諤諤とやった後、この案が出てきたんですよ。最初のこの案の思いというのは当局側はどういう考えでその案が出てきたのか、その辺の答弁をお願いしたいのと、それからこの備品の中に建物が３点ほど入ってますね、建築物が。その中に屋上に骨組みだけでやってるビアガーデン用の建物が建ってます。これも買い取ろうと。これも後で建てたやつですね。この町が承諾して建てたのかどうか、その辺の約束事はわかりませんけども、これも後で建てた、この建物は。議会ではあれ建築違反と違うんかというような質問もあったように思います。具体的な説明はなかったけども。そんなものまで買おうとしている。あなた方は買うんじゃないと、負担してあげるんだという考えやけども、私らはもう買うてやるんだというふうしか捉えられない。その辺のところも具体的にきちっと説明していただくのと、それから先ほど質問した、什器の分、この買い取った後、譲与を受けた後、どういう形で行政側は処理するのか。経理の処理、税務の処理、どういうふうな形で処理するのか、その辺も具体的に説明していただきたい。

以上です。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

まず、電気代と温泉代、これどういう気持ちで出してきたんだという点について、まずご説明させていただきますと、やはり今回のフィッシャーマンズワーフの指定期間満了にあたってのこの問題というのは皆様方、関心もかなり深いであろうと、そういったことから私どもは１１月に全員協議会をさせていただき、そこでいろんなことを説明させていただいた。それで、その後も全員協議会、何回か開かせていただきながら進めてまいりました。当然、全員協議会を開催させていただくというのは、町はこれで決まったものをどうしてもこれで通したいということで説明する場合もございますし、それは今の事業の進捗状況を説明する場合もございますし、町がどのようなことで悩んでいるか、逆に説明するような場合もあるかと思います。今回、やはりそういったことで、この大きなテーマに対し、議員様方にも私どもの思っていることを、やはり一緒に考えていただきたい。ただ、そこには何も考えてませんねというふうなことでご提案をさせていただくというのもあれだと思いますので、やはり私どもはその時点でこれがベストであるというふうなこと、町の中でもいろいろ取捨選択をしながら、これがベストであるというのをその時点、その時点でご提案をさせていただいて、それで議員様方のご意見を伺いながら、その辺を改めてきて、最終、今回の議案提案に至ったというふうなことでございますので、その辺はそういった、もちろん出させていただいているということでご理解をお願いします。

それから、什器の分でございます。これは私がひょっとしたら、少し説明が足らなかった

のかもわかりません。ただ、この什器の取り扱いについては、これまでも説明をさせていただき、そのときに今回、補正予算の１３０の２ページのとこについている、取り扱いの仕方、それから対象の明細をそれぞれあげさせていただいてございます。そこで、備品区分、１種、２種というふうなことの扱いを区分の中に入れてるわけなんですけど、その前のページの中で譲与を受けた備品を１種、２種と区分するというふうにしてございます。ここで、もう少し議員さんなりに言うんだったら、この諸費用の分をそれじゃどういうふうに取り扱うか、ちゃんと説明しとけよ、バーカウンターでの建物附属物の部分も説明しとけよということになると思いますので、その部分の説明が至らなかったのはおわび申し上げたいと思います。

備品類でいただくものにつきましては、この備品区分のところにちょうど１３０の２の裏側です。ここのところに１種、２種と入れさせていただいているものを備品区分の中に入れさせていただきたいと思ってございます。

３８番のこの什器類のところは、これは金額は負担いたしますけど、私どもの備品台帳の中に入れて管理するというもの、当然、そういった性質のものでもないと思ってますので、これはもう相手方の所有のまま残させていただきたいと思ってございます。

それとあと、上の附属建物部分のバーカウンター、有線放送、１から３番の部分ですね、特に屋根とか、こういったもの。こういったものは通常、借地借家法の適用を受けますと、これは建物の造作に相手方が入った入居者の方がいろんなことで手を入れられた場合、それは出ていく場合に買い取り請求権とか、造作請求権というふうなことで、家主のほうにこれに、うちは出ていくけど、この部分については家主のほうで金を払ってくださいよというような請求ができます。これは借地借家法の適用です。今回、指定管理というふうなことで、これらの分については、何も明確にうたわれた部分がございません。ですから、この１番、２番、３番の部分につきましては、もう今回の部分でそういった権利を放棄していただきたいと。要は、うちの建物の一部としてしまうというふうな解釈にさせていただきたいと思ってございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議　　長

１１番　　古久保君

○１１　　番

うちで買い取りたいと。ちょっと建設課長、あの建物は大丈夫ですか。違反にはなりませんのか。その辺はどうですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

建築基準法の関係の違反にならないかということですね。それは、恐らく２５年でしたか、２６年でしたか、当時ご指摘を議会の場でもいただいたと思います。その後、県の建築確認の担当のほうと協議をさせていただいて、そういった手続は済んでございます。

○議　　長

１２番　　南君

○１２　　番

町当局との見解の相違が多々ございます。先ほどの町長の海を譲っていただいたと、そう

いうことを私もたびたび言ってるんですけども、あの工事は湯崎漁港周辺整備事業、広場も含めて漁港周辺整備事業なんです。それでなおかつ、あそこの駐車場も６割がフィッシャーマン関係で占めています。そういう口約束をしているそうです。その上、建物もそうでしょう。だから、あの埋め立てが漁業関係じゃなしに、何かほかの、例えばホテルが建つんやとか、ほかの何かするんやったら、海を譲っていただいたというのはわかりますよ。でも、あの今度の工事というのは全て漁業関係のあれでしょう。だから、海を譲っていった、自分らのためと言ったら、語弊ありますけども、漁業関係の工事ですよ。自分らのために海を埋め立てたと思われても仕方ないんじゃないですか。それと、それはもう見解の相違ですんで、結構です。

先ほど、水産の課長が言ってましたけども、屋根のことです。ここに２月２６日の資料がございます。６ページです。指定管理者側が改築をした部分についてはその権利を将来にわたり主張することはできないものとすると。これ、どうですか。ここであるんでしょう。買い取りではないけども、買い取りみたいなもんですね。１６７万ですか、何千円と載ってますわね。この条約に抵触しないですか。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

今の条文はどこの条文でしょうか。

○議　　長

１２番　　南君

○１２　　番

２月２６日の全協の資料の６ページ目です。そこの１６条の２に載ってるでしょう。乙が漁協側ですわね。漁協側が改築等をした部分については、その権利を将来にわたり主張することはできないものとするとはっきり書かれてるでしょう。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

これは新しい今後の協定書の案です。ですから、今回、譲り受けたものについてはそのような扱いをするというのがこの１６条の第２項にうたわせていただいている。そういうことでご理解お願いします。

○議　　長

１２番　　南君

○１２　　番

そしたら、４月１日からやったら、抵触するけど、この後、きょうは１４日ですか、あと１６日の間やったら、抵触しないとそういうことなんですね。

○議　　長

番外　　農林水産課長　古守君

○番　　外（農林水産課長）

譲り受けの日をいつにするかということになる、備品の関係はそういうことになります。それで、こういった構築物の場合は今回の協定の中にその辺の部分はうたわせてはいただい

てないんですけど、議員さんのおっしゃるような解釈になるかなと思います。

○議　　長

１２番　　南君

○１２　　番

あくまでも今回は補正予算です。新しい予算ではないんですよ。あと何日のためにこういう補正で出してくるか、私はその点がほんま理解できないです。非常に私は頭が悪いんで、当局側の方が理解してくれと言ったって、なかなか理解できないですよ。

○議　　長

農林水産業、そしてまた、３項の水産以外にございませんか。

もうある程度質疑できたと私は判断しましたので、この水産業以外で補正の部分で質疑を行います。ありましたら、どうぞ。ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

質疑を終結いたします。

休憩します。

（休憩　１５　時　１０　分　　再開　１５　時　１８　分）

○議　　長

再開します。

次に、古久保君ほか１名の修正案について提出者の説明を求めます。

１１番　　古久保君（登壇）

○１１　　番

私は本補正予算の資料の中に載っております、議案第４１号　平成２７年度白浜町一般会計補正予算（第４号）議定に対する修正動議を提案いたします。

その修正動議の説明といたしまして、私は現在、平成２７年度指定管理者、和歌山南漁協との年度協定の指定期間が３月３１日までありながら、２月５日、２月２２日の全員協議会において、水道光熱費のうち、電気代１，２００万と温泉使用料１０４万３，０００円を白浜町負担とし、納付金９６万も無料とする資料案を提出したと思えば、その間、４日後に置いた２月２６日の協議会にも今までの案は全て取り下げ、突如初期投資費用の町負担として、設備、備品、什器の一部負担として、３年間減価償却した品物を取得価格で２，８４０万円を支払う、備品等は町が無償で譲与を受けるなど、１カ月の間に二転三転しながら、３月定例議会に参考資料に什器分の資料もつけず、根拠も理解できない。具体的な説明もなしに調整減額をした上で、漁業振興施設整備負担金として２，６１２万３，０００円の補正予算を上程されているが、この上程には当局側の真剣な取り組みと真実が私たちには見受けられないと判断せざるを得ない。当然、このような状況では町民の皆さんの理解が得られないと思うので、修正動議といたします。

○議　　長

修正案の説明が終わりました。

修正案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、古久保君ほか１名の修正案に対する質疑は終わりました。

次に、楠本君ほか３名の修正案について提出者の説明を求めます。

８番　　楠本君（登壇）

○８　　番

議案第４１号　平成２７年度白浜町一般会計補正予算（第４号）議定の修正案について、提案理由の説明をいたします。

今回の修正は、歳入の補正予算書４号の１３ページ、款１９繰越金、項１繰越金、目１繰越金、節１繰越金から３８２万３，０００円を減額するとともに、歳出の補正予算書４号２３ページになります。款６農林水産業費、項３水産業費、目１水産業振興費、節１９負担金補助及び交付金から３８２万３，０００円を減額するものでございます。

先ほど来、議員の皆さんから侃侃諤諤の議論がございましたけれども、少し長くなりますが、私の提案理由の説明をいたします。

まず、この事業は、歴代町長が取り組んできた事業でありまして、事業の目的は漁業振興でなく、町長の答弁にもありましたけれども、地域活性化により白浜の観光の拠点となる施設。また、漁業者が就労の場として貴重な漁場を提供し、観光白浜の繁栄が、すなわちそこに住む漁業者の幸せにつながるという目的でつくられた施設であると思います。

今までの議会においても悩み多い議論をしてきました。本来の目的を達成するためにどこに糸口を見出していくのか、この結果が白浜の経済に与える影響はまことに大であります。今の経営状況は、議員各位もご承知の通りであります。

当初から、指定管理を検証するとき、これまでの問題点はどこにあったのか、その原因は、設計段階の問題点などにより工期がおくれ、指定管理者と十分な詰めの協議ができない中、開業も当初予定しておりました平成２５年４月から３か月ずれ込むこととなってしまいました。また、町の予算不足もあり、本来、町が整備すべき設備について、指定管理者に負担させてしまったことが経営状況を悪化させる悪循環に陥ってしまったことが私は大きな原因であると考えるところであります。

そういった観点から、町は、昨年に施設の運営分析調査を行い、いわゆるコンサルに経営診断をしてもらったところでありますが、その結果に基づく検討を経た上で、経営の安定を図るため、指定管理者側が負担している初期投資費用の一部を町が負担することの補正予算が提出されたところであります。町からは、今期だけならどうにか黒字が見込めるというような説明も受けてきましたけれども、やはり累積赤字の影響で経営が上向かないとして、ここで一番議論になりました指定管理者の意味を皆様方にご提案をしたいと思います。指定管理による公の施設は、行政と指定管理者が十分な協議をし、円滑な運営を行うということ、これは地方自治法２４４条の２項、平成１５年９月に改正されておりますけれども、本来の

指定管理者制度の趣旨がここにあるわけでございます。そういう意味で、私ども町議会も開業当初の平成２５年６月定例会での指定管理料の予算議決においても「次年度の指定管理委託料については、指定管理者が負担すべきもの、町が負担すべきものを十分精査した上で、公正な予算化を強く求めるものである」と、こういう付帯決議をしてこれを認めてきたところであります。

この意味から、今のような状態になる前に何らかの措置を講ずるべきではなかったでしょうか。このような現状を招いた町の取り組みに対しては、私も同僚議員の皆さんと同じく不信感と怒りを感じているところであります。

先般より議員各位からは、指定管理者に対する厳しいご意見も出されておりますが、私は、このような状況の中で指定管理者も我々同様に町に対する不信感を招いたのではないでしょうか。そういう視点で見れば、それで町の対応を真摯に受けとめ、今期はようやく単年度収支で黒字が見込まれ、今後の経営への見通しが見出せるところまで来ているという指定管理者のそれまでの、やはり努力があったことは推察するところであります。

先ほども申し上げましたけれども、この施設は、漁業振興だけではなく、地域活性化による白浜観光の拠点となる施設、さらには漁業者の就労の場となる施設でなければなりません。そういう施設であるからこそ、漁業者の皆さんも、観光白浜の繁栄がその地域に住む漁業者の幸せにつながることの志により、貴重な漁場を提供され、いろいろ議論はありましたけれども、当初は湯崎活性化協議会というものもあったと思うんですよ。それで、町内あげて議論してきたところであります。貴重な漁場を提供して、ようやく地域に灯をさすことができた。このような事業の背景や指定管理制度というものを理解する中で、今、ここでその灯を消すというようなことがあってはいけないと私は思います。まして、この事業は始まってまだ３年を経過していないような状態です。経営の安定というのには、もう少し時間がかかるのではないでしょうか。私は、まだまだ経過を見守る必要があるかと思っております。コンサルの資料も逐次読ませていただきましたけれども、やはりコンサルならではの経営見通し、診断がなされているんではないかと、こういうふうに思います。

このような視点に立ち、今回の町の案には一定の理解を示すものでございますけれども、しかしながら、参考資料にその初期投資費用の対象とすべき備品等の明細があるのですが、少し当局の提案に対して疑問を持ったところであります。確かに町ではこれまでもリヴァージュ・スパひきがわや海来館、椿はなの湯の指定管理施設では備品や什器類に至るまで町が購入して指定管理者が使用しておりますけれども、今回は、指定管理者側で購入しています。備品などを見る限りは他の施設と同じく、町が負担というのもある程度納得できるのですが、什器類については、全てが全て町の負担とすべきであったのでしょうか。ある程度は指定管理者に負担していただいてもよいのではないでしょうか。

そこで、私は、これら什器類については、町が全額負担するのではなく、指定管理者の負担も負担を折半する、つまり約半額の３８２万３，０００円を減額した２，２３０万円を今回、町が負担するべきと考え、本修正案を提出したところあります。議員の考え方にはいろいろ、さまざまでありますが、やはり私は落としどころはお互いが協議した中で、ここらへ落ちついてもらいたいという思いがございます。以上が減額修正の提案理由の説明であります。

議論の中でも町民の方々にはさまざまなご意見があることは拝聴しております。議員にし

ても、説明責任が求められると思いますが、今まで提案させていただいたことをご理解願えたらと思いまして、私の提案理由といたします。

○議　　長

修正案の説明が終わりました。

修正案に対する質疑を行います。

１２番　　南君

○１２　　番

費用負担のことなんですけども、その施設の什器、備品がありますね。これはちょっと私も勉強不足で申しわけないんですけど、あの施設の中には自主事業で、例えばビアガーデンとかというのも勝手によろしいというので、町は関係なしで、運営者の方がなさってると思うんです。だから、自主事業の分まで町が初期投資分までを持つというのがちょっと理解できないんですけど、その点、お答え願いたいのと、１２月の議会でコンサルの分析が出てきたと、経営分析が出てきた、そのときに、要はそれをもとに費用負担せよ、したらどうですかという、答申だったと思うんですけども、そのとき、私も一般質問でおかしいんではないですかと。その中に喫茶店とかダイビングの売り上げがひとつも入ってない。それで経営分析ができるのか、そういうような疑問を申し上げたんですけども、その点、この経営分析というのは妥当やと思っておりますか。

○議　　長

８番　　楠本君（登壇）

○８　　番

南議員から質問をいただきました。答弁漏れがあったら、また言うてください。

平成２７年度白浜町漁業振興施設運営分析調査報告書、これに基づいた質問であったかというふうに思うんですけれども、私はこうした中において、この１１ページを、南議員、見ていただけますか。持ってますか。１１ページの下から６行目ぐらいですね。ここで、なおこれまで施設の運営を見る限り、指定管理者制度の運用において、１、他の自治体の例ではほとんどの設備、備品等を行政側で用意している例が多いにもかかわらず、指定管理者に多額の開設費用を負担させている。２、仮に１の負担が当初の合意であっても、平成２５年度の経営状況を把握できるにもかかわらず、翌年度以降の指定管理者の負担を大きくふやしている。以下、云々と書かれております。そういった中においては、私は先ほどの提案理由の説明にもございましたように、対応がおくれたこともありますけれども、その当時、南さんも議長をされていたと確か思います。私は、駆け込みの指定管理者制度では、やはり問題があると提起したところでありますけど、開業を控えて、とにかく早くせなあかんというのが現状であったように私は記憶してるんです。それで、この経営分析、診断については、私は１００パーセントと言いませんけれども、妥当であると考えております。

それから、屋上の、２月２６日の２４ページ、２５ページにかけて、什器町負担の部分もありますけれども、農林水産課長からバーカウンターの１からずっと説明がございましたけれども、建築基準法に触れる、触れんの議論もございましたけれども、やはり夏場の集客には必要であったと私は思うんです。また、これが、夏場の今後の、やはり集客にもつながるような経営をしてもらいたい、こういうのが私の希望でありまして、建築基準法に違反するか、しないかはまた当局に聞いてください。先ほどありましたけど。

ほかに答弁漏れないでしょうか。

○議　　長

質問ございませんか。

１２番　　南君

○１２　　番

いや、私は屋根がどうのこうのと言ってないです。例えば、ビアガーデンのうちの備品というんですかね、自主事業の備品のことを言って、そこまで、これは我々町には関係ないですが、こういう事業をやりたいんやといったら、自主的にできるという意味で、ビアガーデンなんかをなさってるというのですか、それはもちろん自主事業というのは町も認めておりますけども、自主事業というのは自主的にやるやつなんで、そこの初期投資まで町が持たんなんもんかという意味の質問なんです。

○議　　長

８番　　楠本君（登壇）

○８　　番

南議員、２月２６日の全員協議会資料を見ていただけますか。その最後のページです。諸費用の什器一覧表。この中には私は恐らく今の上の、屋上の部分には載ってないだろうというふうに思うんですが、今、これも全員協議会から、什器、備品についてはなおかつ圧縮した案だというふうに思うわけなんですが、７７３万９，７７３円になってますけれども、若干減ってますね。そういう意味においては、この什器、備品には今回の修正案には何ら関係ないと私は思っております。

○議　　長

ほかにございませんか。

１４番　　丸本君

○１４　　番

楠本議員にちょっと１点だけ質問させてください。

町の予算については、２，６００万の予算については、赤字補填でないという、こういう井澗誠町長のご見解、この議会で何回かにわたって、発言されてきました。楠本議員の修正案は、２，６１２万３，０００円から什器類の３８０万を減額した修正案が提出されております。そのような中で、井澗誠町長は、赤字補填ではない、３８０万の減額予算、これは赤字補填を認めてないと、赤字補填ではないという、こういう認識に捉えてよろしいんでしょうか。

○議　　長

８番　　楠本君（登壇）

○８　　番

丸本議員の質問に答えます。

町長は赤字補填ではないと、私の提案は今、よく聞いていただいたと思うんです。初期投資の費用で町が負担すべきものはなかったかということの提案なんです。あなたも２５年の６月議会で反対はされたと思うんですけれども、議会議決は民主主義のルールです。そこも十分考えて、討論に加わってほしいと思います。そうした中においては、私はあなたの言う赤字補填という認識と私は初期投資であるということの認識の違いは恐らく平行線なんです。

見解の相違だと、このように思います。

○議　　長

１４番　　丸本君

○１４　　番

和歌山市の中小企業診断士、経営コンサルといいますけども、この方が、昨年の１１月１８日の日付をもって、町に診断書というんですか、答申されております。この中においては、町長も言われてたように、他の市町村においては、こういう備品とかの品物は自治体で用意するものやと、そろえてるものやと。楠本議員さんにお聞きしてるのは、町と同じように赤字補塡であるというご認識のことに立った修正案なんですかと。赤字補塡に立ったこの修正案なんですかと、この点をちょっと確認というんですか。

○議　　長

８番　　楠本君（登壇）

○８　　番

大分私も疲れてきました。何回も言うようですけれども、丸本議員とは、やっぱり平行線かなと思います。やっぱり、当初の指定管理者の議論に入っていくと思うんですね、そこには。それ、実質的にはですよ、経営診断では、町がせんならんものを指定管理者に負担させてあることが問題ではなかったのかということの指摘もあるわけなんです。実質的にこの株式会社フィッシャーマン、和歌山南漁協、株式会社フィッシャーマンの経営を安定させるためには、それも１つの手段であるというふうに私は考えるわけなんですが、やはり根本的なもとの部分であなたとの見解は違いますよと、実質的には経営を助けることにはなるかもわからんけども、もとの指定管理の部分ではあなたとの見解は違いますと、こういうふうに答えさせていただきます。

○議　　長

ほかにないようでございますから、質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、楠本君ほか３名の修正案に対する質疑は終わりました。

討論を行います。

討論は次の順序で行います。１番初めに、原案賛成者、２番目に、原案反対者及び古久保君ほか１名の修正案、楠本君ほか３名の修正案の反対者、３番目に、原案賛成者、４番目に、古久保君ほか１名の修正案賛成者、５番目に、楠本君ほか３名の修正案賛成者、この順序で行います。

まず、原案に賛成の方の討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

次に、原案反対者及び古久保君ほか１名の修正案、楠本君ほか３名の修正案反対者の討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

次に、原案賛成者の討論を行います。

（なしの声あり）

○議　　長

次に、古久保君ほか１名の修正案賛成者の討論を行います。

２番　　三倉君（登壇）

○２　　番

その答弁の中で少し原案に対する反対の意味合いのこともあるんですけども、私は古久保氏の修正案について賛成するものでございます。

３年前でありますけども、当時３年前になぜその今、申される形の初期設備投資の問題が出なかったかと、なぜ今になったのかと。その間、２年も３年もあるわけですから、その間に出してしかるべきもんであると私は思うわけです。

それと、先ほど質問の内容でも申しましたけども、この３月３１日をもって、和歌山南漁業協同組合との結局、指定管理が切れるわけです。それ、今まで私はあったかなかったか、わからないんですけども、そういういざこざがないような中で来てたのに、今になって、なぜこれだけの負担を、初期投資しなければならないのをなぜ終わりに初期投資しなければならないのかということに疑問を持ちまして、私は反対討論をするわけでありまして、そういうことから古久保議員の提案について賛成する次第でございます。

以上です。

○議　　長

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

次に、楠本君ほか３名の修正案賛成者の討論を行います。

１３番　　玉置君（登壇）

○１３　　番

私は楠本議員の修正案に対する賛成の討論をさせていただきます。

その前に、この先日、こういうチラシが入りまして、真実を知る会とかいうことで、チラシが入りました。これで私は多くの町民がこのことに対して、公平、公正に対する町の姿勢に対して、非常に疑念を持ったんではなかろうかというふうに思いました。ですから、ここはこのチラシを読みまして、ある意味、当たっているところもありますが、やはり少し偏ったことが書かれております。それについて、私は夕べ横におるうちの家内がどうなっているんだということを聞きに来ましたので、説明をしたところ、余りくどくなってきまして、最初はふんふん言うとるんですが、なかなかわかりにくいのかしらんけども、最後には、ああ、そうですか言うて、人の話を聞かんようになってしもて、これはいかんなということで、もっとわかりやすく皆様に、多くの皆様にわかりやすく伝えなければいけないな。ですから、このことについて、町長選が後になってしまったから、多くの方にこういうことを知らしめる、どういうふうになっているんだということを知らしめることはこの議会の責任なってしまいました。これが反対であったらいいんですが、まず議会の議決が先ですから、反対になってしまったところに議員の、私の多少の苦悩もあるわけです。私のこの言葉で皆様方が本当に理解してくれるんだろうか。ここにおられる議員の皆様にはお釈迦さまに説法するよう

なところがありまして、わかっていただけると、もうくどく言う、くどいなというぐらいのことになるかもわかりませんけれども、町の方には本当に最初からわかってもらうためには、この最初から流れの中での事実関係、これに基づいて説明をさせていただきたいと思います。そうすることは、議員の提案の賛成になることになるんですが、事実関係を積み上げた上で、皆様にご理解をいただきたい、このように思っています。

まず、この事業の発端となりましたのは、やはり白浜観光の１丁目１番地、湯崎の疲弊、湯崎の界隈が非常にすたれてきた。この中で湯崎漁港を、湯崎広場をどうするんだという意見が上がってきて、そしてそこに国からの農林水産の補助金というものが２分の１、県から４分の１、そういう補助金をいただいて、あの界隈を開発した流れがございます。ゆえに、この今後の公平性、公募ではいかんのかという１つの疑問点においては、これは広く公募するということはできません。関連した形の職業も職種も職業も限られてくるわけです。そしてまた、この、先ほど私が質問しましたけれども、臨海の駐車場の委託にしましても、やはり地先というものが一番大事になってまいります。一番関係してくる湯崎の漁業協同組合の方々の意向が、これはまず第一に考えなければならないところであります。そして、白浜町は二、三年前だったかと思うんですが、国の補助金をもらって、公共下水道を建設いたしました。この公共下水道建設したのはもっと昔ですが、それまで駐車場として利用しておりました。そしたら、国のほうの監査が入りまして、これは目的外使用だということで白浜町は費用の一部を返還しました。これは駐車場という形で目的外に使ったということですね。そういう流れから、白浜町の使った、漁業振興費の補助金２分の１、これによって、事業ないし業者も全て縛られたというところでございます。同僚議員がそのときに私にこういうふうに言ったんです。こんな国の予算をもらったら、仕事がしにくいな。それやったら、いっそ白浜町のお金でやれば、もっといろんな幅の広い形で開発できるのにな。しかしながら、それは理想であって、費用の２０億もそりゃ、白浜町が賄えるわけがございませんから、そういうお金を使わせていただきました。そういう流れの中で、公募による、一見公平に見えるんですが、公募による、しかしながらそこには職種は限られてまいります。

まず、一番最初に、湯崎浜広場を開発するときに、ある経営者に私は聞きました。ここ、大変やな、ここを開発して、収益を上げるというのは今の湯崎の状況から見て、大変なことであるな。その方もおっしゃっていました。また、別の方にも私は聞きました。その方は僕だったら、３億売ると、こういうふうに豪語しておりました。しかしながら、その方は物販の方であります。単なる服を売ったり、その方でございます。その方は３００億ほどの実績がありますけれども、その方がこの施設を利用して、公募に参加することはできません。そしてまた、この職種を選ぶこともできないんです。

そういう流れの中で、一番最初に何をするか。まず、町は開発したあの建物を建てたときに何をしてほしいということを漁協の皆様方に提示したわけではありませんでした。例えば、先ほど話に出ましたけれども、椿はなの湯をやったときには温泉、あの湧き出る温泉を利用するために、はなの湯という温泉施設という目的があって、それを建てました。そうすることによって、備品に何が要るんだ。風呂おけが要るんだな。そして、また脱衣場のかごが要るんだなと、これはもう業種が明白に決まっていますから、これはどこまですり合わせて、町がどれだけの負担ということもすぐわかるわけでございます。

そしてまた、これは、例えばの話ですけれども、図書館を仮に建てたとしましょう。図書

館、例えば大きな建物を建てて、さあそれまで何をするかとすったもんだしたときに、じゃ、図書館しましょうかといったときに、じゃ、図書館建てたらいいのか。中の本はどうするんですかと、哲学書にするんですか。一般書籍にするんですか。いろんなその打ち合わせをしないままに、管理業者にまあ適当にそろえてくださいねと言ったのがこういうふうなわかりやすく言えば、こういう状況ではなかったかな。じゃ、哲学書をそろえた。何そろえた。それ、白浜町の資産として買い取っていただけないんですか。図書館を営業するんであれば、それは白浜町が当然、買い取らなければいけない。そうですね。そういう観点から、今、一番最初に漁業関係者との工事の先ほどのおくれもありました。それで、大変なすったもんだのあげく、あの難しい湯崎広場の活性の職業を選ぶのにすったもんだしたわけであります。まず、自分でそろえて、自分で開業してくれ。こういう流れであったと私は覚えております。その中で、湯崎の漁業関係者が試行錯誤の上にいろんな設備をそろえた。しかしながら、やはりプロではありませんから、初年度は大きな赤字が出た。２年目も大きな赤字が出た。大変ご苦労されたと、それは私は思います。しかしながら、３年目にやっとその単独でされたこともありますけれども、観光協会や商工会、ほかの方々のご協力も得て、やっとプラスに３年目やっとプラスになった。この道でいいんだ。この職業でいいんだ。レストラン、和食、ほかに喫茶店ですか、こういうこの職業でいいんだということが先が見えてきたな、私もそう思います。

ならば、ここで私がある業者のところに入っておったときに、私は設備投資に５，０００万円設備したんです。まさか短期で出ると思いませんでしたから、しかしながら短期で出なきゃいけなくなりまして、その設備を泣く泣く廃棄した。心の中で泣きながら廃棄をした。この覚えがございます。そのときに、一番最初に投資したこの道が決まっていないときに投資した、冷蔵庫であるとか、いろんな備品がもし白浜町がその時点で買い取っておれば、これは業者の人には悪いですけれども、その時点でもし買い取っておれば、あの大きな赤字が出たときに、もうやめたいと言われたときに、その施設に投資した冷蔵庫だ、やれすし握り機だというものは全部廃棄処分にせんならんのです。二束三文です、これは。全くごみです。しかしながら、やっとここの３年目になって、収益が上がってき出した。この収益で今後の見通しが立ってきた、収益によって、この施設を運営できる、自信も出てきたでしょうし、これからの見通しが出てきた。じゃ、この冷蔵庫は白浜町が施設として買い取ったとしても、後々その業者はこれを利用して、白浜、湯崎広場の活性とともに、あの施設の活性、そしてまた、白浜観光に寄与することができるんではなかろうかと、このように思います。まず、収益を上げていただく。やっと３年目になって、そういうめどが立ってきた、そのときの設備として白浜町がまずもって、その設備を買い取る。まあここに書かれているように、減価償却云々という問題がありましたから、その辺は非常に微妙なところでありますけれども、楠本議員の提案の中にもあった什器、備品、これは半分、半分というところが妥当な線ではあるなと、私はこういうふうに思いました。

ですから、まず、公募で業者を選ぶんではない、公募で業者を選べないという、この資金の質、これをまず町民の方にもわかっていただきたいなというところと、そして赤字補填ではない。先ほどもおっしゃってたように、まず業者が弱ってきたから、赤字をたれ流してきたから、それを補填するためにこの備品を整備するのではない。反対なんです。白浜町が１、２年の赤字のときにやめたと言われたら、ごみになるから、控えておったのがやっとこれで

収益が上がるというときには、堂々と白浜町も設備投資ができるんです。ですから、どうかわかっていただきたいのは、赤字補塡ではございません。白浜町の施設に対して、白浜町の資金をもって、設備を投資すると、このようにお考えをいただきたいなと思いますので、楠本議員の修正案に賛成をするものでございます。

○議　　長

ほかに討論ございますか。

１番　　溝口君（登壇）

○１　　番

修正動議に賛成の立場で少し私からの視点での討論をさせていただきたいと思います。

若干ではないかと思うんですけれども、先ほどの玉置議員の賛成討論には、ちょっと理解できない部分があったんですけども、私なりの議員としての考えを述べさせていただきたいと思います。

この施設、湯崎漁港の関連の施設の事業にはさまざまな感情が１０年前からあります。私もその都度、問題提起をしてまいった１人であります。しかし、自分も日ごろから思うわけでありますけども、さまざまな感情において、行政のそういった事業であるとか、それを判断してはならないと、やはりある程度客観性を持った、そういった議論を尽くして、是は是、非は非と、自分の考えを堂々とこういった議場の場で述べ、それで多くの賛同者を得て、その場で議論を闘わせていくと、それが本来の姿であろうかと思います。

そうしてまた、この１０年からスタートをして、私もまた議員、２年前からもう一度復帰をさせていただいて、昨年の６月からはこの指定管理者制度全体の問題提起をしてまいりました。当然、こちらの湯崎漁港のフィッシャーマンズワーフのそちらの施設、それで午前中も指定管理の延長がございました。旧の日置川町の海来館、それと椿はなの湯と、多々ございます。その中で、私の持論は指定管理者制度にのっとった、先ほど町長もおっしゃってましたけども、私のこれ、考えでありますけども、やはり町として、当初管理者として出すべきものは、設置するべきものは設置をするというのが私の考えであります。これは感情は抜きであります。いろいろな感情はありますけども、これは抜きであります。

しかし、それならば、なぜ、町長も言うてましたけども、今に至ったか。フィッシャーマンズワーフの開業は平成２５年７月の末だったと思うんですけども、それから２年半後の今になって、なぜこの議論がされるか。これは行政運営のまずさであると。今のこの３月の指定管理の任期が切れるときに、大もとの和歌山南漁協さんがおりられて、そちらとセットになって、新しい指定管理者が、午前中は承認になりましたけども、それに付随して、この際にさまざまなそういったゆがみの、本来町としてやらなければならないことをこの場でというような、そういった提案がなされたことがさまざまな混乱を招いておると。これは、ひいては行政運営のまずさであると。しかし、今回８番議員の楠本議員から、議員提案として修正案が出されました。この町当局の原案は反対と、そういった立場での修正動議であります。中身は少しは似通っておりますけども、趣旨は全く違います。議員が考えて発議をして、町当局の案には反対であると、そういうふうな形の提案であります。

今、申し上げてますように、指定管理者制度のこの町の責務、これをやっぱり果たしていかなければ、さまざまな感情はあります。私もいっぱいあります。しかし、それはそれであります。やはり、町としての責務を果たしていかなければならないと、そういった思いであ

ります。

そしてまた、こちらの町、湯崎漁港の整備事業、フィッシャーマンズワーフは農山村漁村活性化交付支援金であります。私は農村の地域で私は水稲栽培をやっております。同じく農山村漁村、そういった人たちが何か事業を起こすときの支援の交付金であります。このことは町民の皆さんも把握をしてることかと思います。当然、その中で私が今までしてきた中で、運営に対してのこういった運営のやり方はおかしいんではないかとか、こういったことはおかしいんではないか。そういったことは堂々とこの場で問題提起をさせていただいております。しかし、事の原点のこういった制度のもとでのこういった事業に対して、やはり町が、やはりしなくてはならないことは、しなくてはならないというのが私の考えであります。ですから、そういった意味において、若干の町のこういった提案については、賛同はできませんけども、８番議員の楠本議員が提案されました、そういったこちらの減額の案については、賛成というような考え方であります。

そしてまた、什器、備品のいま一つ問題を私なりに言わせていただきましたら、什器、備品につきましては、本来でありましたら、指定管理者が、運営者が全て負担をすべきであると、そういった議論もあるかと思います。しかし、日置のリヴァージュ・スパの場合でありましたら、一般公募において、こういった町の条件で参加をしてくださいと、最初から条件ありきというような形で、いろいろさまざまな企業が自分ところの自己資金とか、いろいろ経営、そして資金を背景に申し込んでくるわけでありますけども、今回のこの原点の事業のスタートはもう一度言いますけども、農山村漁村活性化交付支援金であります。農民、漁民が事業を起こす、それを後押しする、そういった国の制度に乗っかって、いろいろ賛否はございましたけども、少し事業の規模が大きいんではなかろうかとか、いや、もっとこうすべきであるとか、こういう運営の仕方が正しいんではないかとか、さまざまな議論はありますけども、事業の根本のスタートは今、言いました農民、漁民が事業を起こす後押しのそういった事業であります。その場において、当然、弱い立場の農民、漁民がはなから十分な一般公募の町の行政の条件を満たすだけの、将来を経営に耐え得るだけの最初から資金量、そういったものもあるわけもないというのが一般の見方であります。身の丈に応じた事業を何とか成功させと、そういうような形でスタートした。当然、ですから、潤沢な豊富なそういった裏づけの資金もないというようなのが当たり前の考えではあろうかと思います。そういうふうな観点からしまして、やはり町もそういった什器、備品については半分の負担をするというのが、これは私は十分理解できるところであります。

しかし、ならば、やはり多くの町民の皆様方の思い、考えがあるわけですから、これがもしうまく承認いただいたとしても、後は運営者の皆さん方での努力すべきところは努力をしていただければならない。そういった厳しい目も今後、注がれるのは、これは間違いのないことであります。この先、やはりこの事業がうまくいくと、行っていただきたいと、この思いが皆さん同じであるかと思いますけれども、どうしてもうまくいかないと、そういった状態になったときは、やはり町としての最後の判断も下されるであろうと。そのとき、また議員のそういった職責を、もししていたのであれば、そのときなりの私の考え方もまたこの議場で発表しなければならないなと、そういうふうに思っております。

しかし、先ほどから言いましたように、事業の最初のそういった性質、性格、そしてまた、町としての、やはりやらなければならないことらをこれは感情論を別にして、やっぱりすべ

きであるというのが私の考えであります。そういうような形で８番議員の楠本議員の修正動議には賛成と、そういった立場で賛成討論とさせていただきたいと思います。

○議　　長

ほかに討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論を終結します。

これから、議案第４１号　平成２７年度白浜町一般会計補正予算（第４号）議定の採決を行います。

採決の順序について、あらかじめ申し上げます。

本案については、１１番　古久保君ほか１名から提出された修正案のうち、款６農林水産業費、項３水産業費、目２水産業振興費、節１９負担金補助及び交付金、３８２万３，０００円の減額修正の点は、８番　楠本君ほか３名から提出された修正案と共通です。

したがって、初めに１１番　古久保君ほか１名提出の修正案のうち、８番　楠本君ほか３名提出の修正案と共通する部分を除く部分について採決します。

次に、両修正案の共通する部分について採決します。

最後に、修正部分を除く原案について採決します。

まず、１１番　古久保君ほか１名から提出された修正案のうち、８番　楠本君ほか３名から提出された修正案と共通する部分を除く部分について、起立により採決します。

１１番　古久保君ほか１名から提出された修正案のうち、８番　楠本君ほか３名から提出された修正案と共通する部分を除く部分に賛成の方は、起立願います。

（起立少数）

○議　　長

起立少数です。

したがって、１１番　古久保君ほか１名から提出された修正案のうち、８番　楠本君ほか３名から提出された修正案と共通する部分を除く部分は否決されました。

次に、１１番　古久保君ほか１名から提出された修正案と、８番　楠本君ほか３名から提出された修正案の共通部分について、起立によって採決します。

共通部分について賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

○議　　長

起立多数です。

したがって、１１番　古久保君ほか１名から提出された修正案と、８番　楠本君ほか３名から提出された修正案との共通部分は可決されました。

次に、ただいままでに修正議決した部分を除く原案について、起立により採決します。

修正部分を除く原案に賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

○議　　長

起立多数です。

したがって、修正部分を除く原案は可決されました。

審議の途中ですが、本日はこれをもって延会とし、次回は３月１８日金曜日定刻午前１０時に開会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会します。

次回は３月１８日金曜日定刻午前１０時に開会いたします。

本日は大変ご苦労さんでした。

議長　岡谷　裕計は、　１６　時　２３　分　延会を宣した。

地方自治法第１２３条第２項の規定により下記に署名する。

平成　２８　年　３　月　１４　日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員